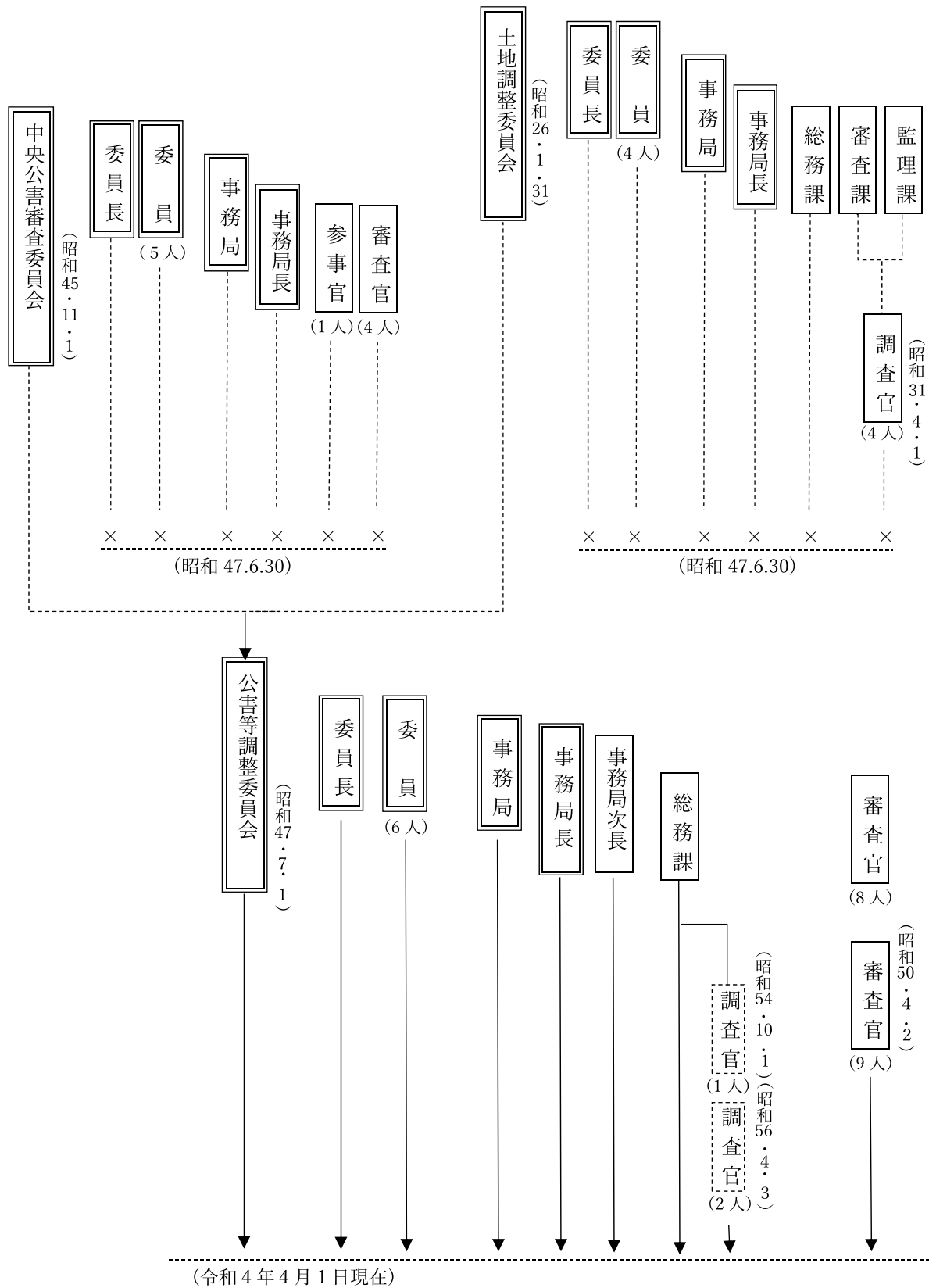


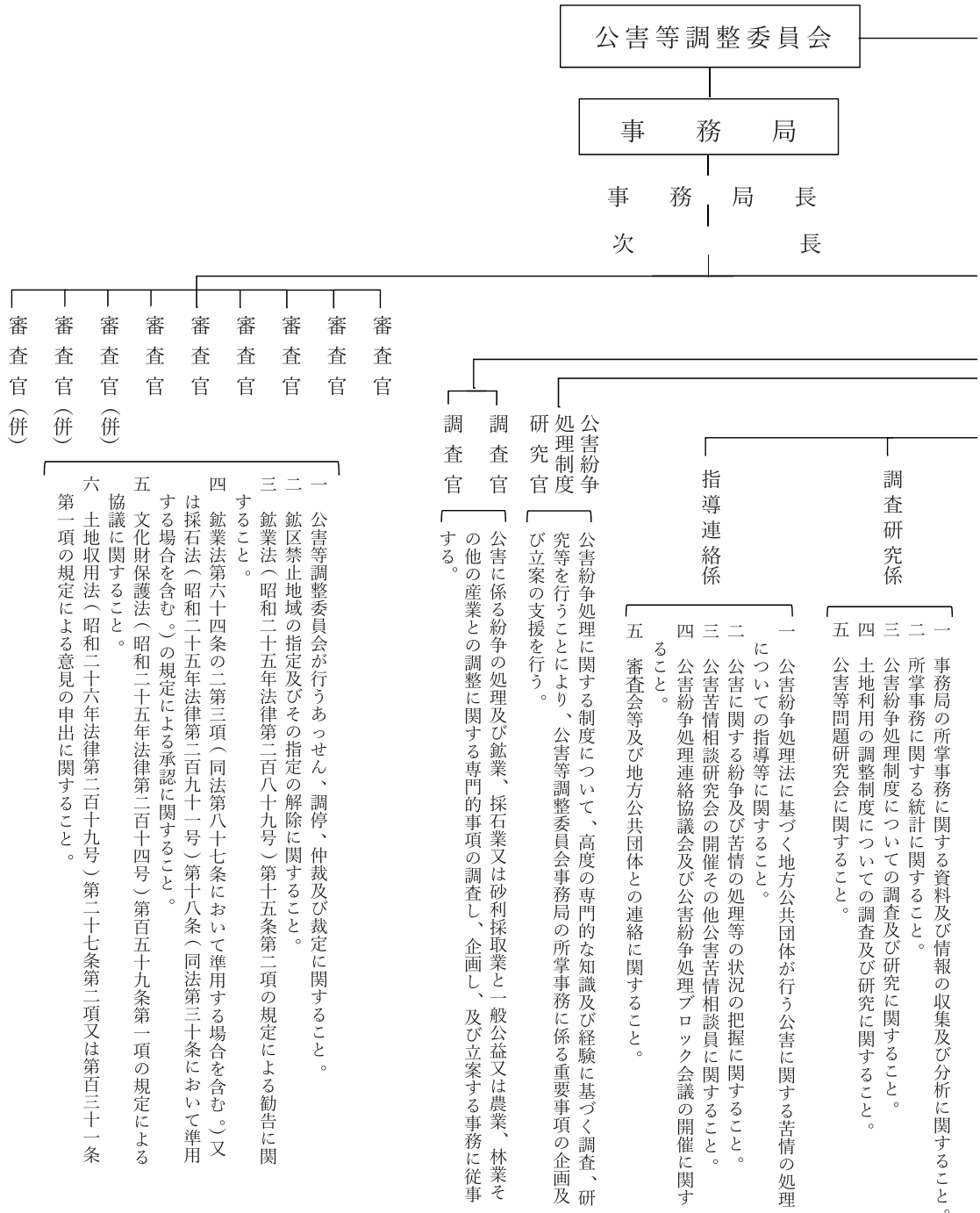
# 第1 機構関係

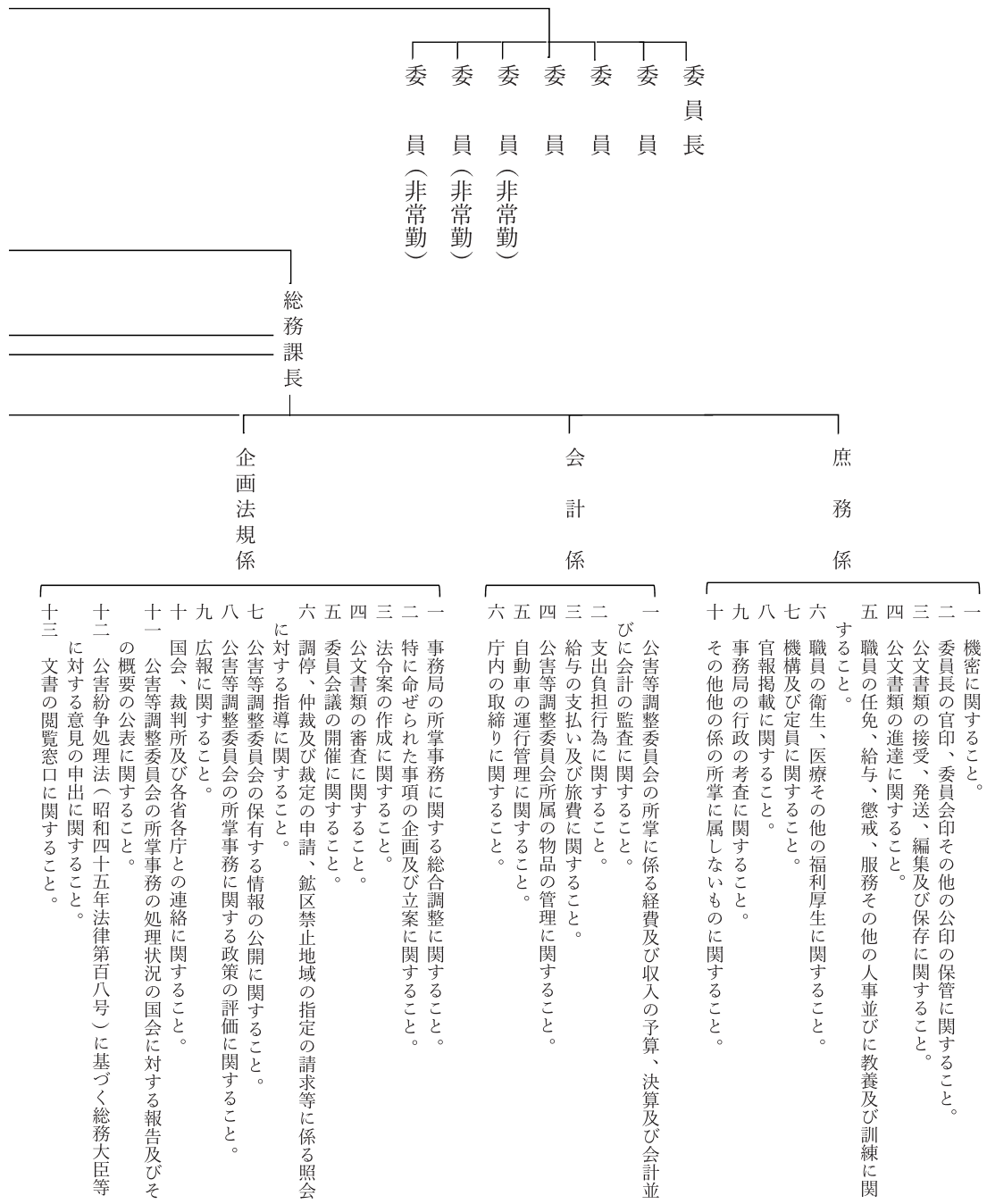
## 1 公害等調整委員会の機構変遷図



(注) = 囲みは法律、一囲みは政令、……囲みは府令（省令）で、それぞれ定められている組織。

## 2 公害等調整委員会機構図





### 3 歴代委員長、委員、顧問、事務局幹部職員一覧

	昭和 7.1	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
委員長	小澤文雄	54.7.2～ 青木義人										
委員	五十嵐義明	52.7.1～ 石丸隆治										
委員	田中康民	51.7.1～ 加藤泰守										
委員	上原達郎	52.7.1～ 宮崎隆夫										
委員(非常勤)	金澤良雄	56.7.1～ 綿貫芳源										
委員(非常勤)	藤崎辰夫	52.7.1～ 松本敬信										
委員(非常勤)	若林 清	55.7.1～56.10.3 大橋 進										
顧問		54.7.16～ 小澤文雄										
顧問		56.7.16～ 金澤良雄										
事務局長	川村皓章	48.9.7～ 宮崎隆夫	50.6.2～ 小熊鐵雄	52.7.1～ 佐々成美	53.9.4～ 永山貞則	56.6.26～ 和田善一						
事務局次長	小熊鐵雄	～50.6.2 美野輪俊三		51.12.10～ 熊田 登	52.7.1～ 和田善一	55.11.15～ 鈴木幸二	54.6.22～ 桐澤昭夫	56.7.1～ 橋本豊	56.12.19～ 大野勝弘			
総務課長	柳川成顕	49.7.6～ 和田善一		52.7.1～ 藤江弘一								
審査官	上田克己	47.9.1～ 佐々木實	50.7.21～ 遠藤 茂	52.8.1～ 荒木昭一	53.11.1～ 加藤 敦							
審査官	保野昭一	49.3.5～ 鈴木 久	49.3.22～ 渡邊信作	52.4.1～ 平井義徳								
審査官	相沢 均	48.1.20～ 吉原利昭	49.6.26～ 渡瀬 宏	51.5.25～ 渡瀬嘉雄	54.4.1～ 土山健介	55.9.12～ 金川一夫						
審査官	山根 侑	49.2.15～ 矢島弘一		54.12.17～ 浦田信行								
審査官	樋川 和	50.2.15～ 田中富也		52.8.23～ 吉田 勇								
審査官	井上俊一	48.4.16～ 山田隆夫	49.7.8～ 山田馨司	51.4.16～ 安谷屋哲一	54.7.1～ 奥田辰夫	55.12.2～ 高山親典						
審査官(併任)	藤田耕三	～49.3.20 仙田富士夫		51.4.10～ 黒田直行	54.4.1～ 佐久間重吉							
審査官(併任)	村重慶一			53.4.1～ 渡邊剛男	55.4.1～ 篠原一幸							
審査官(併任)				50.5.1～ 竹田 央	53.4.1～ 荒木友雄	56.4.6～ 上田幹夫						
調査官				54.10.1～ 伴 長満								
調査官						56.4.3～ 大石良雄						

	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	
委員長			59.7.1~ 大塚正夫			62.7.1~ 勝見嘉美						
委員		58.8.28~ 三浦大助				62.7.1~ 山本宣正				~3.11.11	3.11.14~ 長谷川慧重	
委員			59.9.1~ 小玉正任					元.4.1~ 海老原義彦				
委員					61.6.1~ 和田善一						3.7.1~ 小谷宏三	
委員(非常勤)								元.10.7~ 南 博方				
委員(非常勤)			59.9.26~ 森 五郎			62.7.1~ 西冢正起						
委員(非常勤)		~59.5.7	59.6.28~ 三ツ木正次						2.7.1~ 宮瀬洋一			
顧問					60.7.16~ 青木義人							
事務局長	57.8.27~ 桐澤昭夫	58.5.2~ 海老原義彦	59.7.1~ 菊池貞二		61.7.11~ 隈 健	62.6.1~ 稲橋一正	63.7.8~ 高島 弘		2.7.3~ 高岡完治		3.6.20~ 石出宗秀	
事務局次長	57.7.1~ 吉田博一		59.7.1~ 石川雅嗣		60.7.1~ 藤田康夫	62.7.1~ 木曾亭二郎	63.7.1~ 高岡完治		2.7.3~ 石出宗秀		3.6.20~ 石和田洋	
総務課長			59.1.1~ 紀嘉一郎	~60.7.20	60.8.1~ 麻植 貢		63.7.1~ 嘉手川勇		2.7.3~3.6.10 平野治生		3.7.5~ 溝口喜久	
審査官	57.4.1~ 斉藤哲夫			60.5.16~ 木村春夫		62.6.1~ 大橋哲郎	63.6.1~ 池田 誠		2.4.1~ 谷口敏彦			
審査官	57.6.10~ 篠浦 光		59.4.12~ 大野善弘		61.7.10~ 小林俊博		63.7.1~ 福田 実		2.4.1~ 横尾 正			
審査官		58.6.10~ 飯島 劼		60.10.1~ 冢本龍太			63.9.1~ 明石圭之					
審査官	57.3.20~ 麻植 貢	~58.11.4	58.11.7~ 木曾亭二郎	60.4.1 <small>60.5.21-31</small> 川口雄	60.7.1~ 加藤利雄	60.7.1~ 影山淳式	63.7.1~ 影山淳式		~2.7.3	3.1.1~ 竹林義久	3.7.5~ 湯原行孝	
審査官	57.8.27~ 成島健次			60.8.27~ 船橋光俊		62.9.25~ 吉岡大忠		元.6.27~ 加々見隆			3.7.9~ 平井 全	
審査官		58.4.1~ 白井国男	59.7.1~ 千葉真一		61.4.1~ 牧 隆壽	62.6.1~ 関根康文	63.7.15~元.5.1 横山隆一	元.7.1~(2.7.3-併任) 谷口隆司	2.7.13~ 楊井貴晴			
審査官(併任)	57.4.5~ 宗方 武			60.4.5~ 西田美昭			63.4.1~ 大和陽一郎				3.4.1~ 岩田好二	
審査官(併任)	57.4.1~ 並木 茂	~59.3.26	59.4.1~ 大島崇志			62.4.1~ 横山匡輝		元.4.1~ 玉田勝也	2.4.1~ 中野哲弘			
審査官(併任)			59.4.1~ 大津千明			62.4.1~ 後藤那春		元.4.1~ 榮 春彦				
調査官		58.7.1~ 渡辺 卓		60.6.18~ 太田麻男		62.4.1~ 湯原育三		2.4.1~ 松本光央	2.4.1~ 石川 勇		3.4.1~ 高山和昭	
調査官		58.7.1~ 中村直文				62.4.1~ 北出信夫						

	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
委員 長	4.7.1~ 西山俊彦					9.7.1~ 川崎義徳					
委員						9.7.1~ 長崎 護					
委員		6.7.6~ 武石 章			8.7.1~ 大塚正名				12.7.1~ 田辺淳也		
委員				7.7.1~ 文田久雄					12.7.1~ 平野治生		
委員 (非常勤)											13.7.1~ 磯部 力
委員 (非常勤)	4.7.1~ 川田裕郎					9.7.1~ 平石次郎					
委員 (非常勤)					~9.3.29	9.7.1~ 二宮充子					
顧問	4.7.6~ 9.6.3 勝見嘉美	4.11.9~ 8.11.8 近藤次郎、川村皓章、井上 毅				9.7.1~ 西山俊彦					
事務局 長	4.7.10~ 麻植 貢	6.7.15~ 桑原 博			8.7.30~ 永島泰彦	9.3.10~ 下野省三			12.1.11~ 三隅 尚		
事務局次長	~5.6.29	5.7.16~ 安藤昌弘	7.1.10~ 井上達夫		8.7.30~ 加藤利雄	9.7.15~ 三隅 尚		~12.1.11	12.1.21~ 林 幹雄		14.1.8~ 谷口隆司
総務課長		5.7.16~ 関根康文			8.8.29~ 小山裕	8.11.11~ 谷口隆司	10.1.9~ 笹本 健		11.7.13~ 楊井貴晴		
審査官		5.4.1~ 都甲忠義	6.11.1~ 中崎俊治			9.7.9~ 佐藤雄也			~12.12.31		13.1.6~ 加藤正男
審査官		5.8.1~ 井上直聖			8.1.10~ 永山勝行		10.7.3~ 角 智就		12.6.9~ 武田正己	13.1.6~14.1.6	14.1.8~ 杉下茂雄
審査官	4.4.1~ 川松 清			7.7.1~ 茂木得男		9.6.16~ 馬場崎力		11.6.23~ 長谷川和久			
審査官			6.4.1~ 勝野堅介		8.7.30~ 谷口隆司	8.11.11~ 小山 裕	10.7.1~ 谷口隆司			13.1.6~ 高橋洋介	
審査官		~5.6.29	5.7.16~ 福井和夫	7.6.30~9.7.1 宇野 裕	7.6.30~9.7.1 (~併任9.7.10)	9.7.1~ 牧原厚雄		11.5.1~ 西山 裕			13.4.1~ 依田晶男
審査官	4.4.1~ 笹本 健		6.7.15~ 竹澤正明	7.8.8~ 田口和也		9.7.15~ 井波哲尚	9.12.11~ 高塩純子				
審査官 (併任)			6.4.1~ 小池勝雅				10.4.1~ 六車 明	11.4.1~ 端二三彦			
審査官 (併任)	4.1.10~ 飯村敏明		6.4.1~ 川勝隆之		8.4.1~ 貝阿福誠		10.4.1~ 石井忠雄			13.1.6~ 島山 稔	
審査官 (併任)	4.4.1~ 彦坂孝孔			7.4.1~ 井口 実				11.4.1~ 小西義博			
調査官	4.6.25~ 宮永重紀			7.10.1~ 竹内敏之		9.6.16~ 三浦秀夫		11.6.29~ 齋村位成			13.6.19~ 奥泉洋一
調査官	4.7.1~ 鈴木 信	~5.9.14 大谷木壽夫		7.7.1~8.8.15 伊藤隆介	8.10.1~ 伊藤信明			11.4.1~ 祿津正彦			13.4.1~ 大瀧政雄

	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
委員長	14.7.1~ 加藤和夫	14.7.1~ 加藤和夫	14.7.1~ 大内捷司	19.7.1~ 大内捷司							
委員	14.7.1~ 堺 宣道	14.7.1~ 堺 宣道									
委員		18.7.1~ 辻 通明								23.7.1~ 柴山秀雄	
委員		17.7.1~ 大坪正彦							22.7.1~ 松森 宏		
委員(非常勤)										23.7.1~ 高橋 滋	
委員(非常勤)		19.7.1~ 小玉喜三郎									
委員(非常勤)		17.7.1~ 杉野翔子									
顧問	14.7.1~19.6.30 川智義徳	18.7.1~19.3.31 田辺淳也	19.7.1~ 加藤和夫								~24.1.15
事務局長	14.4.1~ 谷口隆司	14.4.1~ 谷口隆司	17.9.1~ 成田一郎	19.7.13~ 香川弘明						23.8.15~ 田口和也	
事務局次長	14.4.1~ 香川弘明	15.9.1~ 楊井貴晴		~20.7.1 香川弘明	20.7.4~ 田家 修	20.7.4~ 田家 修				~23.7.15 岡部直己	
総務課長	15.1.17~ 小河俊夫		18.2.15~ 竹井嗣人			21.8.1~ 横山 均				23.7.22~ 米澤俊介	
審査官	15.4.21~ 佐藤哲志	15.4.21~ 佐藤哲志	17.8.1~ 荒井真一	19.7.1~ 鎌木儀郎	19.7.1~ 鎌木儀郎	20.8.1~ 岩田元一	22.4.1~ 内藤克彦	22.4.1~ 内藤克彦	23.10.11~ 内藤克彦	23.11.1~ 荒木真一	
審査官	14.3.31~ 齋藤繁道	16.4.1~ 永谷典雄	17.8.1~ 山本景一	17.8.1~ 山本景一	17.8.1~ 山本景一	20.7.4~ 大山誠一郎	20.7.4~ 大山誠一郎	22.7.30~ 波積大樹			
審査官	15.7.6~ 上野 透	15.7.6~ 上野 透	17.8.1~ 松月宏之	17.8.1~ 松月宏之	17.8.1~ 松月宏之	19.7.1~ 金子 実	21.7.14~ 林 茂			23.7.15~ 本道和樹	
審査官	14.7.1~ 松津正彦	16.4.1~ 小野 稔	16.4.1~ 小野 稔	18.7.28~ 高田 潔	18.7.28~ 高田 潔	19.7.6~ 増淵勝彦	22.5.14~ 三浦健太郎	22.5.14~ 三浦健太郎			
審査官	15.8.29~ 篠原一正	15.8.29~ 篠原一正	17.8.26~ 今井 明	17.8.26~ 今井 明	17.8.26~ 今井 明	19.9.1~ 中井川誠	21.7.24~ 本田達郎	21.7.24~ 本田達郎		23.7.29~ 松原徳和	
審査官	14.4.1~ 竹井嗣人	17.4.1~ 森丘 宏	17.4.1~ 森丘 宏	17.4.1~ 森丘 宏	17.4.1~ 森丘 宏	20.7.1~ 荒木潤一郎	22.8.3~ 久津摩敏生	22.8.3~ 久津摩敏生			
審査官(併任)	14.4.1~ 松井英隆	17.9.28~ 河村 浩	17.9.28~ 河村 浩	17.9.28~ 河村 浩	17.9.28~ 河村 浩	20.4.1~ 鈴木義和	23.4.1~ 矢崎 豊	23.4.1~ 矢崎 豊			
審査官(併任)	14.3.31~ 齋藤繁道	16.4.1~ 永谷典雄	16.4.1~ 永谷典雄	16.4.1~ 永谷典雄	16.4.1~ 永谷典雄	20.4.1~ 佐久間健吉	22.5.14~ 藤澤孝彦	22.5.14~ 藤澤孝彦		23.4.1~ 近藤裕之	
審査官(併任)	15.4.1~ 針塚 遵	15.4.1~ 針塚 遵	19.4.1~ 武宮英子	19.4.1~ 武宮英子	19.4.1~ 武宮英子	22.4.1~ 吉田光寿					
調査官	15.7.16~ 下出雅義	15.7.16~ 下出雅義	17.6.29~ 鈴木孝一	17.6.29~ 鈴木孝一	17.6.29~ 鈴木孝一	19.6.29~ 富永潤一	21.2.9~ 青木 栄	21.4.1~ 青木 栄		23.4.1~ 川原修司	
調査官	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	21.1.1~ 上平春樹	22.4.1~ 井ノ川清	22.4.1~ 井ノ川清			

	平成24	25	26	27	28	29	30	31/令元	令2	令3	令4
委員 長	24.7.1~ 雷越和厚					29.7.1~ 荒井 勉					
委 員	24.7.1~ 吉村英子								2.7.1~ 上冢和子		
委 員					28.7.1~ 松田隆利					3.7.1~ 若生俊彦	
委 員				27.7.1~ 山崎 努					2.7.1~ 都築政則		3.7.1~ 大橋洋一
委員 (非常勤)						29.7.1~ 加藤一実					
委員 (非常勤)	24.7.1~ 雷樫茂子			27.7.1~ 野中智子							
委員 (非常勤)											
顧 問	24.7.1~ 大内捷司				~29.7.31	29.7.1~ 雷越和厚					
事務局 長	25.6.28~ 駒形健一		27.7.3~ 飯島信也	27.7.11~ 川淵幹児	元.7.5~ 相馬清貴				3.7.1~ 山内達矢		
事務局次長	~26.6.24	26.7.16~ 飯島信也	27.7.3~ 龜田意統	28.6.17~ 相馬清貴	30.5.14~ 吉牟田剛	2.8.1~ 明渡 将			2.7.1~ 栗田奈央子		4.6.28~ 小原邦彦
総務課 長	25.6.28~ 河合 晁		27.7.3~ 小原邦彦	29.7.11~ 加瀬徳幸	30.4.1~ 城戸 亮	2.7.20~ 荒木健司			4.6.28~ 野竹司郎		
審 査 官	26.4.1~ 只見康信		26.4.1~ 柏原卓司	28.7.1~ 東 幸毅	30.7.1~ 尾川 毅			31.5.1~ 田中紀彦			4.6.28~ 駒井 航
審 査 官			26.7.4~ 川上一郎	28.4.1~ 玉原雅史				元.7.8~ 山田裕典		~4.6.27	
審 査 官			26.7.4~ 原嶋清次	28.6.28~ 千代光一	30.7.25~ 竹之内修			31.1.1~ 川端章義	2.7.1~ 横田一磨		
審 査 官	24.10.15~ 富永康男		26.4.1~ 原嶋清次	28.6.17~ 添田徹郎	29.7.18~ 和久屋聡			元.7.5~ 加藤 剛			4.6.28~ 長澤真吾
審 査 官	25.7.2~ 中村裕一郎		26.7.4~ 川上一郎	29.7.11~ 坂本大輔				2.8.7~ 渡辺幹司			
審 査 官	24.4.1~ 山谷英之	25.10.1~ 佐々木奈佳	27.4.1~ 森久保和伸	29.4.1~ 菊地隆一				3.4.1~ 古矢一郎			
審査官 (併任)		26.4.1~ 遠山敏士		29.4.1~ 近藤紗世				2.4.1~ 櫻井 進			4.4.1~ 田之脇崇洋
審査官 (併任)		25.4.1~ 小原一人		29.4.1~ 瀧谷勝海				31.4.1~ 坂本康博			
審査官 (併任)		25.4.1~ 佐藤拓海		28.4.1~ 小沼日加利				31.4.1~ 高田美紗子			4.4.1~ 松川春佳
調 査 官		25.8.1~ 森本 興		28.4.1~ 五十嵐誠				30.7.25~ 岡村 雄治			3.4.15~ 内田 亨
調 査 官	24.4.1~ 富永康男	25.3.1~ 森久保和伸	26.4.1~ 田崎武司	29.4.1~ 植原和彦	30.4.1~ 藤巻 力			31.4.1~ 鎌田修弘			3.4.1~ 高野 厚



#### 4 予算の推移

(単位：千円)

事 項	年 度	昭和47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度
(項) 公害等調整委員会										
1 公害等調整委員会に必要な経費		166,022	189,439	203,792	278,400	292,006	300,279	336,182	342,976	350,754
(1) 定員に伴う経費		109,034	115,039	133,702	194,476	204,840	210,185	243,743	249,629	257,767
(2) 経常事務費		36,688	38,990	44,614	57,850	62,951	64,622	68,588	67,361	66,106
① 人当庁費		1,392	1,593	1,898	2,067	2,277	2,434	2,442	2,452	2,452
② 一般事務費		16,321	16,851	18,683	21,126	20,095	19,606	21,036	19,828	19,002
③ 委員会経費		10,327	12,743	16,518	21,623	23,363	23,889	24,736	24,703	24,430
④ ブロック会議経費		1,223	1,446	1,331	1,588	1,293	1,448	1,376	1,367	1,325
⑤ 審査会委員研修協議会経費		1,832	2,235	2,056	3,884	3,194	4,043	3,841	3,860	3,802
⑥ 公害苦情相談制度事務費		5,093	3,590	3,590	6,305	9,641	10,146	12,176	12,195	12,195
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費		500	532	538	1,257	3,088	3,056	2,981	2,956	2,900
(3) 公害紛争調査経費		20,300	30,588	20,588	20,594	19,049	19,027	17,551	17,274	15,573
(4) 公害苦情実態調査経費		—	4,822	4,888	5,480	5,166	5,048	4,935	4,918	4,687
(5) 公害紛争等調査経費		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6) 公害苦情処理指導のための特定事例調査		—	—	—	—	—	1,397	1,365	3,794	3,770
(7) 公害苦情処理情報提供業務経費		—	—	—	—	—	—	—	—	2,851

(注) 1 予算額は当初予算。

2 昭和47年度は、公害等調整委員会(昭和47年7月1日設置)が年度当初から設置されるものとして予算計上。

3 昭和57年度から、公害紛争調査経費と公害苦情実態調査経費を統合して、公害紛争等調査経費となった。

4 平成4年度から、公害苦情処理情報提供業務経費は公害苦情処理情報提供業務等経費となった。

5 平成20年度から、(事項)公害等調整委員会に必要な経費は、(事項)公害等調整委員会に必要な経費と(事項)公害紛争処理等に必要経費に分割された。

(単位：千円)

事 項	年 度										平成元年度		
	昭和56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度					
(項) 公害等調整委員会													
1 公害等調整委員会に必要な経費	364,603	388,666	385,494	390,268	392,522	409,880	424,977	438,040	450,514				
(1) 定員に伴う経費	269,893	292,489	298,012	306,377	308,957	325,887	339,630	351,863	363,542				
(2) 経常事務費	66,403	66,877	61,296	58,935	58,356	58,784	60,138	60,437	60,529				
① 人当庁費	2,452	2,452	2,207	2,207	2,207	2,207	2,207	2,224	2,291				
② 一般事務費	18,895	18,895	17,040	17,040	16,954	16,954	18,128	18,298	17,353				
③ 委員会経費	24,837	25,311	23,097	20,990	20,497	20,925	21,105	21,217	21,719				
④ ブロックス会議経費	1,325	1,325	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,639				
⑤ 審査会委員研修協議会経費	3,802	3,802	3,422	3,192	3,192	3,192	3,192	3,192	3,057				
⑥ 公害苦情相談制度事務費	12,192	12,192	11,582	11,582	11,582	11,582	11,582	11,582	11,905				
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費	2,900	2,900	2,756	2,732	2,732	2,732	2,732	2,732	2,565				
(3) 公害紛争調査経費	20,260	—	—	—	—	—	—	—	—				
(4) 公害苦情実態調査経費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
(5) 公害紛争等調査経費	—	21,253	18,944	17,714	17,453	17,453	17,453	17,453	17,793				
(6) 公害苦情処理指導のための特定事例調査	3,770	3,770	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,634				
(7) 公害苦情処理情報提供業務経費	4,277	4,277	3,849	3,849	4,363	4,363	4,363	4,894	5,016				

(単位：千円)

事 項	年 度	平成2年度	3年度	平成4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(項) 公害等調整委員会										
1 公害等調整委員会に必要な経費		461,522	495,444	539,366	563,801	585,971	588,488	603,495	603,916	613,564
(1) 定員に伴う経費		370,871	404,243	439,771	463,804	484,003	474,449	474,396	482,039	492,168
(2) 経常事務費		63,332	63,865	64,385	64,800	66,713	65,174	67,156	68,209	63,549
① 人当庁費		2,303	2,313	2,322	2,329	2,335	2,340	2,346	2,397	2,402
② 一般事務費		18,232	18,310	18,355	18,493	20,207	18,576	20,425	20,819	18,948
③ 委員会経費		22,940	23,375	23,831	24,093	24,280	24,364	24,489	24,758	21,961
④ ブロック会議経費		1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,889	1,889
⑤ 審査会委員研修協議会経費		3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	3,497	3,497
⑥ 公害苦情相談制度事務費		11,912	11,922	11,932	11,940	11,946	11,949	11,951	12,170	12,173
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費		2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,679	2,679
(3) 公害紛争等調査経費		—	—	18,629	18,637	18,643	18,647	18,649	18,987	17,710
(4) 公害苦情処理指導のための特定事例調査		—	—	3,710	3,716	3,720	3,723	3,725	3,787	3,789
(5) 公害苦情処理情報提供業務等経費		18,608	18,618	12,871	12,844	12,892	14,788	27,862	15,067	25,501
(6) 公害紛争等に係る特定事例調査		3,695	3,702	—	—	—	11,707	11,707	11,707	10,847
(7) 公害苦情処理制度等の調査研究経費		5,016	5,016	—	—	—	—	—	4,120	—

平成6年度	予備費使用 (目)公害紛争等調査委託費
235,443	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の処理を迅速適正に行うため、実態調査に要する経費の不足を補うため。

(単位：千円)

事 項	年 度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(項) 公害等調整委員会										
1 公害等調整委員会に必要な経費		637,024	616,999	648,356	644,621	642,168	621,456	607,546	594,921	577,844
(1) 定員に伴う経費		510,920	494,220	492,141	497,475	489,375	477,160	469,199	463,040	456,341
(2) 経常事務費		63,811	64,130	88,380	93,687	90,859	97,081	95,859	99,202	92,728
① 人当庁費		2,648	2,592	2,600	7,427	7,186	7,095	7,027	-	-
② 一般事務費		19,368	19,710	43,952	46,835	44,642	51,119	50,544	76,257	69,160
③ 委員会経費		21,461	21,461	21,461	20,024	19,830	19,715	19,477	16,071	16,495
④ プロック会議経費		1,896	1,896	1,896	930	929	919	899	849	904
⑤ 審査会委員研修協議会経費		3,880	3,880	3,880	3,880	3,871	3,869	3,845	2,847	2,894
⑥ 公害苦情相談制度事務費		12,015	12,048	12,048	12,048	11,873	11,837	11,837	1,674	1,463
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費		2,543	2,543	2,543	2,543	2,528	2,527	2,230	1,504	1,812
(3) 公害紛争等調査経費		23,398	20,053	22,633	23,343	22,698	20,087	19,530	17,597	13,895
(4) 公害苦情処理指導のための特定事例調査		3,676	3,701	3,701	3,701	3,648	3,640	3,303	-	-
(5) 公害苦情処理情報提供業務等経費		24,420	19,309	26,537	22,584	31,805	19,734	8,611	7,817	7,130
(6) 公害紛争等に係る特定事例調査		10,799	10,811	10,811	3,831	3,783	3,754	11,044	7,265	5,658
(7) 仲裁制度活用のための調査経費		-	-	-	-	-	-	-	-	2,092
(8) 中央省庁再編に伴う移転等経費		-	4,775	4,153	-	-	-	-	-	-

(単位：千円)

事 項	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
(項) 公害等調整委員会	584,515	575,376	559,831	540,221	526,078	486,938	580,572	549,896	549,495
1 公害等調整委員会に必要な経費	531,222	505,957	493,861	476,917	463,787	426,454	519,345	487,161	489,780
(1) 定員に伴う経費	466,006	446,041	436,589	427,700	418,500	382,613	419,824	433,306	436,858
(2) 一般事務費	65,216	59,916	57,272	49,217	45,287	43,841	73,885	53,855	52,922
(3) 合同庁舎8号館移転に必要な経費	—	—	—	—	—	—	25,636	—	—
2 公害紛争処理等に必要な経費	53,293	69,419	65,970	63,304	62,291	60,484	61,227	62,735	59,715
(1) 経常事務費	25,079	30,488	29,133	29,265	29,373	28,724	28,670	27,186	27,158
① 委員会経費	18,214	23,076	23,188	26,018	26,201	25,403	25,294	23,810	23,782
② プロック会議経費	904	1,382	1,666	1,450	1,450	1,602	1,625	1,625	1,625
③ 審査会委員研修協議会経費	2,737	2,415	1,902	1,797	1,722	1,719	1,751	1,751	1,751
④ 公害苦情相談制度事務費	1,405	1,405	926	—	—	—	—	—	—
⑤ 公害苦情相談指導者研修会経費	1,819	2,210	1,451	—	—	—	—	—	—
(2) 公害紛争等調査経費	15,691	31,004	31,054	33,799	32,718	31,560	32,454	32,454	32,454
(3) 公害苦情処理情報提供業務等経費	6,961	4,926	3,682	240	200	200	103	3,095	103
(4) 公害紛争等に係る特定事例調査 研究経費	5,562	3,001	2,101	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

事 項	年 度		30年度	31年度 (令和元年度)	2 年度	3 年度	4 年度
	平成29年度	30年度					
(項) 公害等調整委員会	557,634	554,671	565,202	560,954	560,957	550,069	
1 公害等調整委員会に必要な経費	498,318	495,871	505,755	510,162	512,715	501,610	
(1) 定員に伴う経費	441,821	438,852	445,713	450,864	449,253	438,748	
(2) 一般事務費	56,497	57,019	60,042	59,298	63,462	62,862	
2 公害紛争処理等に必要な経費	59,316	58,800	59,447	50,792	48,242	48,459	
(1) 経常事務費	26,759	26,243	26,294	26,090	23,540	23,757	
① 委員会経費	23,495	22,979	22,998	23,108	20,558	20,775	
② ブロック会議経費	1,631	1,631	1,643	1,646	1,646	1,646	
③ 審査会委員研修協議会経費	1,633	1,633	1,653	1,336	1,336	1,336	
(2) 公害紛争等調査経費	32,454	32,454	33,050	24,597	24,597	24,597	
(3) 公害苦情処理情報提供業務等経費	103	103	103	105	105	105	

## 5 定員の推移

年度	委員長 委員			事務局	年度末 定員
		増員	減員		
昭和47年度	4			36	40
昭和48年度	4	1		37	41
昭和49年度	4	3		40	44
昭和50年度 ～平成11年度	4			40	44
平成12年度	4		△1	39	43
平成13年度 ～平成15年度	4			39	43
平成16年度	4		△1	38	42
平成17年度	4			38	42
平成18年度	4	1	△1	38	42
平成19年度 ～平成20年度	4			38	42
平成21年度	4		△2	36	40
平成22年度 ～平成23年度	4			36	40
平成24年度	4		△1	35	39
平成25年度	4			35	39
平成26年度	4		△1	34	38
平成27年度	4	2	△1	35	39
平成28年度 ～平成29年度	4			35	39
平成30年度	4	1	△1	35	39
平成31年度 /令和元年度	4	1	△1	35	39
令和2年度	4			35	39
令和3年度	4	2	△1	36	40
令和4年度	4	1	△1	36	40

(注)委員長・委員は、上記定員のほかに、非常勤委員が3人

## 第2 法令関係

### 1 公害等調整委員会設置法

#### ○公害等調整委員会設置法

公害等調整委員会設置法をここに公布する。

御名 御璽

昭和47年6月3日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第52号

公害等調整委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、公害等調整委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、公害等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害に係る紛争のあつせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。

二 鉱区禁止地域の指定に関すること。

三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九

号）その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の定めるところにより不服の裁定を行うこと。

四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十七条第二項又は第三百三十一条第一項の意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後



の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害等調整委員会規則を制定することができる。

(公聴会)

第十四条 委員会は、必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

(資料提出の要求等)

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第十七条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

ならない。

(専門委員)

第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第十一条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(事務局)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に置かれる職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(罰則)

第二十条 第十一条第一項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

(委員長又は委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)

第二条 第七条第一項の規定による委員会の

委員長又は委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても、行なうことができる。

(土地調整委員会規則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に効力を有する土地調整委員会規則は、この法律の施行後は、公害等調整委員会規則としての効力を有するものとする。

(中央委員会等がした処分に対する不服申立てに関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会(次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する。)がした処分に対する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(代理人に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第一項の規定の適用に関しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

(時効の中断等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に関し当該調停の目的となつている請求についてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会  
がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律によ

る改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法

律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定める

もののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月八日法律第一五一号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から十八まで 略

十九 第八十条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十条、公害等調整委員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等に関する法律第一百六条の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一二年五月一九日法律第七一号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日法律第七六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の

規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○平成 14 年度以降における改正概要

法律名及び該当条項	改正概要	公布日	施行日
破産法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 16 年法律第 76 号) 第 12 条	破産法(平成 16 年法律第 75 号)の施行に伴う用語の改正(「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。)	平成 16 年 6 月 2 日	平成 17 年 1 月 1 日

## 2 公害紛争処理法

### ○公害紛争処理法

公害紛争処理法をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和 45 年 6 月 1 日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第 108 号

公害紛争処理法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 公害等調整委員会（第三条—第十二条）

第二節 都道府県公害審査会等（第十三条—第二十三条）

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則（第二十三条の二—第二十三条の五）

第二節 あつせん、調停及び仲裁

第一款 通則（第二十四条—第二十七条の三）

第二款 あつせん（第二十八条—第三十条）

第三款 調停（第三十一条—第三十八条）

第四款 仲裁（第三十九条—第四十二条）

第三節 裁定

第一款 通則（第四十二条の二—第四十条の十一）

第二款 責任裁定（第四十二条の十二—第四十二条の二十六の二）

第三款 原因裁定（第四十二条の二十七—第四十二条の三十三）

第四節 補則（第四十三条—第四十七条）

第四章 雑則（第四十八条—第五十条）

第五章 罰則（第五十一条—第五十五条）

附則

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。

### 第二章 公害に係る紛争の処理機構

#### 第一節 公害等調整委員会

（公害等調整委員会）

第三条 公害等調整委員会（以下「中央委員会」という。）は、この法律の定めるところにより公害に係る紛争についてあつせん、調停、仲裁及び裁定を行うとともに、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行う。

第四条から第十二条まで 削除

#### 第二節 都道府県公害審査会等

（審査会の設置）

第十三条 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

（審査会の所掌事務）

第十四条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、審査会の権限に属させられた事項を行うこと。

（審査会の組織）

第十五条 審査会は、委員九人以上十五人以内をもつて組織する。

2 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の委員)

第十六条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

(審査会の委員の服務)

第十七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の会議)

第十七条の二 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところ

による。

4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十五条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

(公害審査委員候補者)

第十八条 審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 公害審査委員候補者は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、委嘱されなければならない。

(公害審査委員候補者に係る準用規定)

第十九条 第十六条第二項及び第五項の規定は、公害審査委員候補者について準用する。この場合において、同条第五項中「その職」とあるのは、「その地位」と読み替えるものとする。

(連合審査会の設置)

第二十条 都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、都道府県連合公害審査会(以下「連合審査会」という。)を置くことができる。

(連合審査会の所掌事務)

第二十一条 連合審査会は、この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせん及び調停を行う。

(連合審査会の組織)

第二十二条 連合審査会は、関係都道府県の審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者)のうちから、当該関係都道府県の審査会の会長(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事)が指名する同数の委員をもつて組織する。

(連合審査会の委員に係る準用規定)

第二十三条 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る連合審査会の委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

### 第三章 公害に係る紛争の処理手続

#### 第一節 総則

(代理人)

第二十三条の二 当事者は、弁護士、弁護士法人又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面をもつて証明しなければならない。

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 申請の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

(個別代理)

第二十三条の三 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

(参加)

第二十三条の四 公害に係る被害に関する紛争につき調停又は裁定の手続に係属している場合において、同一の原因による被害を主張する者は、調停委員会又は裁定委員会の許可を得て、当事者として当該手続に参加することができる。

2 調停委員会又は裁定委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

(調停手続等の実施の委任)

第二十三条の五 調停委員会、仲裁委員会又は裁定委員会は、それぞれ、調停委員、仲裁委員又は裁定委員をして手続の一部を行なわせることができる。

#### 第二節 あつせん、調停及び仲裁

##### 第一款 通則

(管轄)

第二十四条 中央委員会は、次の各号に掲げる紛争に関するあつせん、調停及び仲裁について管轄する。

一 現に人の健康又は生活環境（環境基本法第二条第三項に規定する生活環境をいう。）に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争

2 審査会（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会等」という。）は、前項各号に掲げる紛争以外の紛争に関するあつせん、調停及び仲裁について管轄する。

3 前二項の規定にかかわらず、仲裁については、当事者は、双方の合意によつてその管轄を定めることができる。

(移送)

第二十五条 中央委員会又は審査会等は、次条



第一項の申請に係る事件が、その管轄に属しないときは、事件を管轄審査会等又は中央委員会に移送するものとする。

(申請)

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつて、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。

(第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関する特例)

第二十七条 第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関するあつせん及び調停の申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならない。

2 審査会等は、前条第一項のあつせん又は調停の申請に係る紛争が第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に該当するときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の申請があつたとき、又は前項の規定による通知があつたときは、当該都道府県知事は、当該申請又は通知に係る紛争を処理するため連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の規定による通知に係る紛争を処理するため連合審査会が置かれたときは、当該連合審査会は、当該紛争に関するあつせん又は調停について管轄するものとする。この場合においては、中央委員会は、当該紛争については管轄しない。

5 第三項の規定による協議がととのわなないときは、都道府県知事は、遅滞なく、当該事件の関係書類を、中央委員会に送付するものとする。

(あつせん又は調停の開始等の特例)

第二十七条の二 被害の程度が著しく、その範囲が広い公害に係る民事上の紛争が生じ、当事者間の交渉が円滑に進行していない場合において、当該紛争を放置するときは多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められるときは、中央委員会又は審査会は、当該紛争について、実情を調査し、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、あつせんを行うことができる。

2 前項の規定による審査会のあつせんは、当該都道府県知事の要請により行うものとする。

3 第一項の場合において、中央委員会又は審査会は、当事者の住所、紛争の実情その他の事情を考慮して相当と認める理由がある場合に限り、第二十四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、それぞれ、審査会等又は中央委員会と協議してその管轄を定めることができる。

第二十七条の三 中央委員会又は審査会は、前条第一項の規定によるあつせんに係る紛争について、あつせんによつては当該紛争を解決することが困難であり、かつ、相当と認めるときは、あつせん委員の申出により、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、当該紛争に関する調停を行うことができる。

2 前項の調停の管轄は、当該紛争に関するあつせんの管轄が前条第三項の規定により定められたものであるときは、その定められたところによる。

第二款 あつせん

(あつせん委員の指名等)

第二十八条 中央委員会又は審査会等による

あつせんは、三人以内のあつせん委員が行う。  
2 前項のあつせん委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員（審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者とし、以下「審査会の委員等」という。）のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」という。）が指名する。

3 連合審査会によるあつせんは、連合審査会の委員の全員があつせん委員となつて行う。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係るあつせん委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

（あつせん委員の任務）

第二十九条 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

（あつせんの打切り）

第三十条 あつせん委員は、あつせんに係る紛争について、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

2 あつせんに係る紛争について第二十七条の三第一項の議決があつたときは、当該あつせんは、打ち切られたものとみなす。

### 第三款 調停

（調停委員の指名等）

第三十一条 中央委員会又は審査会等による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行なう。

2 前項の調停委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件

ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 連合審査会による調停は、連合審査会の委員の全員を調停委員とする調停委員会を設けて行なう。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る調停委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

（出頭の要求）

第三十二条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

（文書の提出等）

第三十三条 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該調停に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 調停委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

（調停前の措置）

第三十三条の二 調停委員会は、調停前に、当事者に対し、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置を採ることを勧告することができる。

（調停案の受諾の勧告）

第三十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

(調停案の公表)

第三十四条の二 調停委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、相当と認めるときは、第三十七条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。

(調停をしない場合)

第三十五条 調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとするができる。

(調停の打ち切り)

第三十六条 調停委員会は、調停に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 第三十四条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(時効の完成猶予等)

第三十六条の二 前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定によ

り調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の完成猶予及び出訴期間の遵守に関しては、調停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。

(手続の非公開)

第三十七条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

(事件の引継ぎ)

第三十八条 審査会等又は連合審査会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、中央委員会と協議した上、これを中央委員会に引き継ぐことができる。

2 中央委員会は、前項の規定により引き継いだ事件については、第二十四条第一項の規定にかかわらず、調停を行うことができる。

3 前二項の規定は、中央委員会の調停に係る事件について準用する。この場合において、第一項中「審査会等又は連合審査会」とあるのは「中央委員会」と、前二項中「中央委員会」とあるのは「関係都道府県の審査会等」と、前項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

第四款 仲裁

(仲裁委員の指名等)

第三十九条 中央委員会又は審査会等による仲裁は、三人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行なう。

2 前項の仲裁委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審

査会の会長等が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

- 3 第一項の仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
- 4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る仲裁委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

（文書の提出等）

第四十条 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

- 2 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。
- 3 中央委員会に設けられる仲裁委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

（仲裁法の準用）

第四十一条 仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（準用規定）

第四十二条 第三十三条の二及び第三十七条の規定は、仲裁委員会の行う仲裁について準

用する。

### 第三節 裁定

#### 第一款 通則

（裁定委員の指名等）

第四十二条の二 中央委員会による裁定は、三人又は五人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

- 2 前項の裁定委員は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、中央委員会の委員長が指名する。
- 3 第三十九条第三項の規定は、第一項の裁定委員会について準用する。

（裁定委員の除斥）

第四十二条の三 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者（第四十二条の七第二項に規定する選定者及び第四十二条の九第三項に規定する被代表者を含む。以下この項、第四十二条の十八第二項、第四十二条の十九、第四十二条の二十、第五十三条及び第五十五条において同じ。）又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

- 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。（裁定委員の忌避）

第四十二条の四 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

- 2 当事者は、事件について裁定委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第四十二条の五 除斥又は忌避の申立てについては、中央委員会が決定する。

- 2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。
- 3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

(裁定手続の中止)

第四十二条の六 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(代表当事者の選定)

第四十二条の七 公害に係る被害に関する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人(以下「代表当事者」という。)を選定することができる。

- 2 前項の代表当事者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。
- 3 第一項の規定による代表当事者の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更は、書面をもつて証明しなければならない。
- 4 裁定手続が係属した後に代表当事者を選定したときは、他の選定者は、裁定手続から当然脱退する。

(代表当事者の選定命令)

第四十二条の八 共同の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表当事者を選定することが適当であると認められるときは、裁定委員会は、当該共同の利益を有する当事者に対し、相当の期間を定めて、代表当事者の選定を命ずることができる。

- 2 裁定委員会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することができる。

(裁定委員会による代表当事者の選定)

第四十二条の九 裁定委員会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表当事者を選定しない者がある場合において、これらの者について代表当事者を選定しなければ裁定手続の進行に支障があると認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て、代表当事者を選定することができる。この場合においては、代表当事者としての資格を特定の争点に関する審理に限定することができる。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表当事者の選定について準用する。
- 3 第一項の規定により代表当事者が選定された場合においては、当該代表当事者は、その者のために代表当事者が選定されている者(以下「被代表者」という。)が第四十二条の七第一項の規定により選定したものとみなす。
- 4 第一項の規定により代表当事者が選定された場合における当該代表当事者と被代表者との間の関係については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。

(裁定委員会の合議)

第四十二条の十 裁定その他の裁定委員会の判断は、合議によらなければならない。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

(合議の非公開)

第四十二条の十一 裁定委員会の合議は、公開しない。

#### 第二款 責任裁定

(申請)

第四十二条の十二 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争が生じた場合においては、その賠償を請求する者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもって、中央委員会に対し、損害賠償の責任に関する裁定(以下「責任裁定」という。)を申請することができる。

2 中央委員会は、被害の程度が軽微であり、かつ、その範囲が限られている等の被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して責任裁定をすることが相当でないと認めるときは、申請を受理しないことができる。

3 審査会等による調停に係る紛争に関し責任裁定の申請があつた場合においては、中央委員会は、申請の受理に関し、当該審査会等の意見を聴かなければならない。

(不適法な申請の却下)

第四十二条の十三 裁定委員会は、不適法な責任裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものについては、決定をもってこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 第四十二条の十九の規定は、前項の決定について準用する。

(審問)

第四十二条の十四 裁定委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

2 当事者は、審問に立ち会うことができる。  
(審問の公開)

第四十二条の十五 審問は、公開して行なう。

ただし、裁定委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

第四十二条の十六 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。

一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 事件に関係のある文書又は物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

四 事件に関係のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

2 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。

3 裁定委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会が第一項第一号又は第二号の規定により参考人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

5 裁定委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

6 裁定委員会は、第一項第四号の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(証拠保全)

第四十二条の十七 中央委員会は、責任裁定の申請前において、あらかじめ証拠調べをしなければその証拠を使用するのに困難な事情

があると認めるときは、責任裁定の申請をしようとする者の申立てにより、証拠保全をすることができる。

- 2 前項の申立てがあつたときは、中央委員会の委員長は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、証拠保全に関与すべき者を指名する。

(事実の調査)

第四十二条の十八 裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員をしてこれを行なわせることができる。

- 2 裁定委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

- 3 裁定委員会は、事実の調査の結果を責任裁定の資料とするときは、その事実の調査の結果について、当事者の意見をきかなければならない。

- 4 裁定委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(責任裁定)

第四十二条の十九 責任裁定は、文書をもつて行ない、裁定書には次の各号に掲げる事項を記載し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由
- 三 当事者及び代理人の氏名又は名称並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 四 裁定の年月日

- 2 裁定委員会は、責任裁定をしたときは、裁定書の正本を当事者に送達しなければならない。

ない。

(責任裁定の効力)

第四十二条の二十 責任裁定があつた場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三十日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

- 2 前項の訴えの取下げは、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。

(行政事件訴訟の制限)

第四十二条の二十一 責任裁定及びその手続に関してされた処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができない。

(仮差押え及び仮処分における担保の特則)

第四十二条の二十二 申請の全部又は一部を認容する責任裁定がされた場合において、裁判所が当該責任裁定に係る債権の全部若しくは一部につき仮差押えを命じ、又は仮処分をもつてその全部若しくは一部を支払うべきことを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。ただし、必要があると認めるときは、担保を立てさせることができる。

第四十二条の二十三 削除

(職権調停)

第四十二条の二十四 裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で事件を調停に付したうえ、当事者の同意を得て管轄審査会等に処理させ、又は第二十四条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項の規定にかかわらず、自ら処理することができる。

- 2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、当事者間に合意が成立したときは、責任裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(時効の完成猶予等)

第四十二条の二十五 責任裁定の申請は、時効の完成猶予及び更新並びに出訴期間の遵守に関しては、裁判上の請求とみなす。

2 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理されなかった場合において、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予及び出訴期間の遵守に関しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟との関係)

第四十二条の二十六 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の場合において、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる。

(準用規定)

第四十二条の二十六の二 第三十三条の二の規定は、裁定委員会の行う責任裁定について準用する。

### 第三款 原因裁定

(申請)

第四十二条の二十七 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるときは、当事者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、被害の原因に関する裁定(以下「原因裁定」という。)を申請することができる。

2 第四十二条の十二第二項及び第三項の規定は、原因裁定の申請があつた場合について準用する。

(相手方の特定の留保)

第四十二条の二十八 前条第一項に規定する場合において、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、その被害を主張する者は、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。

2 裁定委員会は、相手方を特定させることが相当であると認めるときは、前項の規定により原因裁定を申請した者に対し、期間を定めて、相手方の特定を命じなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた者が当該命令において定められた期間内に相手方を特定しないときは、原因裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(職権による原因裁定)

第四十二条の二十九 裁定委員会は、責任裁定の手続において、相当であると認めるときは、職権で、原因裁定をすることができる。

2 前項の原因裁定については、次条の規定は、適用しない。

(裁定事項等)

第四十二条の三十 裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請をした者が裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定することができる。

2 前項の場合において、裁定の結果について利害関係を有する第三者があるときは、裁定委員会は、その第三者若しくは当事者の申立てにより、又は職権で、決定をもつて、相手方としてその第三者を原因裁定の手続に参加させることができる。

3 裁定委員会は、前項の決定をするときは、あらかじめ、その第三者及び当事者の意見をきかなければならない。

(通知及び意見の申出)

第四十二条の三十一 中央委員会は、原因裁定があつたときは、遅滞なく、その内容を関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に



通知するものとする。

- 2 中央委員会は、原因裁定があつたときは、公害の拡大の防止等に資するため、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な措置についての意見を述べるができる。

(受訴裁判所からの原因裁定の囑託)

第四十二条の三十二 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを囑託することができる。

- 2 前項の規定による囑託に基づいて原因裁定がされた場合において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会が指定した者に原因裁定の説明をさせることができる。

- 3 第一項の規定による囑託に基づいて行なう原因裁定の手續に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

- 4 第四十二条の二十九第二項の規定は、第一項の規定による囑託に基づいて行なう原因裁定について準用する。

(準用規定)

第四十二条の三十三 第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

#### 第四節 補則

(審査会等の資料提出の要求等)

第四十三条 審査会等は公害に係る紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うため、連合審査会は公害に係る紛争に関するあつせん又は調停を行うため、それぞれ、必要があ

ると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(義務履行の勧告)

第四十三条の二 中央委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、中央委員会又は当該審査会等若しくは関係連合審査会の行つた調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告をすることができる。この場合において、当該勧告が連合審査会の行つた調停に係るものであるときは、審査会等は、あらかじめ、他の関係審査会等と協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、中央委員会又は審査会等は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(紛争処理の手續に要する費用)

第四十四条 中央委員会において行うあつせん、調停、仲裁、責任裁定、原因裁定又は証拠保全の手續に要する費用は、政令で定めるものを除き、各当事者又は証拠保全の申立てをした者が負担する。

- 2 審査会等において行うあつせん、調停又は仲裁の手續に要する費用は、条例で定めるものを除き、各当事者が負担する。

- 3 連合審査会において行うあつせん又は調停の手續に要する費用は、関係都道府県が協議によつて定める規約で定めるものを除き、各当事者が負担する。

(手数料)

第四十五条 中央委員会に対し調停、仲裁、責任裁定若しくは原因裁定の申請をする者又は証拠保全若しくは第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、政令

で定めるところにより、手数料を納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、国の収入とする。

(送達)

第四十五条の二 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項及び第三項並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「公害等調整委員会の事務局の職員」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と読み替えるものとする。

(都道府県知事に対する報告)

第四十六条 候補者名簿からの指名に係るあつせん委員、候補者名簿からの指名に係る調停委員からなる調停委員会又は候補者名簿からの指名に係る仲裁委員からなる仲裁委員会は、その行うあつせん、調停又は仲裁の事件が終了したときは、都道府県知事に対し、すみやかに、その概要を報告しなければならない。

(審査請求の制限)

第四十六条の二 この章の規定による処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(公害等調整委員会規則等への委任)

第四十七条 この章に規定するもののほか、中央委員会における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は公害等調整委員会規則で、審査会等における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を

こえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月三十一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

(中央委員会等がした処分に対する不服申立てに関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会(次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する。)がした処分に対する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(代理人に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第一項の規定の適用に関しては、その者を同項の規

定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

(時効の中断等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に関し当該調停の目的となつていゝ請求についてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、以下「旧法」という。)の規定により審査会、都道府県知事又は連合審査会(以下「審査会等」という。)に対してされた和解の仲介の申請その他の行為は、この法律による改正後の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、以下「新法」という。)の相当規定により審査会等に対してされたあつせんの申請その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定により指名された仲介委員又は和解の仲介のために置かれた連合審査会は、新法の相当規定によりあつせん委員として指名され、又はあつせんのための連合審査会として置かれたものとみなす。

4 この法律の施行前に旧法の規定により審査会等又は仲介委員がした和解の仲介その他の行為は、新法の相当規定により審査会等又はあつせん委員がしたあつせんその他の行為とみなす。

附 則 (昭和四九年六月二七日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月二四日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年一二月二二日法律第九一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成五年一一月一九日法律第九二号） 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年六月二六日法律第一一〇号） 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後の

それぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一二月八日法律第一五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十一まで 略

二十二 第九十七条中公害紛争処理法第十六条第二項の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二二日法律  
第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則（平成一三年六月八日法律第四  
一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月一日法律第一  
三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第  
六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお

従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政

令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四  
五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四  
一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三

月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定  
公布の日

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### ○平成 14 年度以降における改正概要

法律名及び該当条項	改正概要	公布日	施行日
仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）附則第 18 条	仲裁法の施行に伴う準用法規の改正	平成 15 年 8 月 1 日	平成 16 年 3 月 1 日
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）第 52 条	改正行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴う用語の改正（「不服申立て」を「審査請求」に改める等）	平成 26 年 6 月 13 日	平成 29 年 4 月 1 日
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）第 116 条	民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正に伴う用語の改正（「時効の中断」を「時効の完成猶予」に改める。）	平成 29 年 6 月 2 日	令和 2 年 4 月 1 日
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 33 号）附則第 9 条	当事者の代理人となり得る者について、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。	令和 2 年 5 月 29 日	※令和 4 年 3 月 31 日 現在未施行
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）第 3 条	公害審査委員候補者の委嘱期間について、従前の 1 年間に加え、1 年を超え 3 年までの期間とすることができることとする。	令和 2 年 6 月 10 日	令和 2 年 6 月 10 日

### 3 鉱業等に係る土地利用の調整 手続等に関する法律

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和 25 年 12 月 20 日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第 292 号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第二十一条）

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除  
（第二十二条—第二十四条の二）

第三章 裁定（第二十五条—第四十八条）

第四章 訴訟（第四十九条—第五十八条）

第五章 補則（第五十八条の二）

第六章 罰則（第五十九条—第六十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除

二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定

イ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百三十三条

ロ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十九条第一項

ハ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十条第一項

ニ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十三条第二項

ホ 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十九条の二第一項

ヘ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六十三条第一項又は第七十八条

ト 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の三十四第一項

チ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十条第一項

リ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十七条第四項

ヌ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第四十条第一項

ル 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十一条第一項（同法第五十八条第二項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十三条第二項及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。）

ヲ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十二条第一項（同法第三十五条の十一及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。）

ワ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十三条第一項

カ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三十三条第一項

コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十三条第一項



タ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二十六条第一項

（裁定委員）

第二条 委員会による前条第二号の裁定は、三人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行う。

2 前項の裁定委員は、委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、委員会の委員長が指名する。

（裁定委員の除斥）

第三条 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定に係る職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が申請人又は法人である申請人の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が申請人の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が申請人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について申請人又は処分庁（当該処分をした行政機関をいう。以下同じ。）の代理人であり、又はあつたとき。

六 裁定委員が処分庁の公務員として当該処分に関与した者であるとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、申請人又は処分庁は、除斥の申立てをすることができる。

（裁定委員の忌避）

第四条 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、申請人又は処分庁は、これを忌避することができる。

2 申請人又は処分庁は、事件について裁定委

員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後が生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立てについての決定）

第五条 除斥又は忌避の申立てについては、委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。（裁定手続の中止）

第六条 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

第七条から第二十一条まで 削除

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除

（指定の請求）

第二十二条 各大臣（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第三条第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。）又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。（指定）

第二十三条 委員会は、前条第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人、鉱業申請人その他の利害関係人を審問した上、当該地域にお

いて鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定する。

- 2 前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べることができる。
- 3 第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ、公示しなければならない。
- 5 第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。  
(指定の解除)

第二十四条 各大臣又は都道府県知事は、委員会に対し、鉱区禁止地域の指定を解除することを請求することができる。

- 2 第二十二条第二項及び前条の規定は、前項の場合に準用する。  
(審査請求の制限)

第二十四条の二 この章の規定による処分については、審査請求をすることができない。

### 第三章 裁定

(裁定の申請期間)

第二十五条 第一条第二号に掲げる法律の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 裁定の申請は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 裁定申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書

便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(裁定の申請)

第二十五条の二 裁定の申請は、裁定申請書（以下「申請書」という。）を提出してしなければならない。

- 2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法定代理人の氏名又は名称及び住所
- 三 処分の表示
- 四 申請の趣旨
- 五 申請の理由
- 六 処分庁の教示の有無及びその内容
- 七 申請の年月日
- 八 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由（同条第一項本文又は第二項本文に規定する期間の経過後に申請する場合に限る。）

- 3 申請書が前項の規定に違背する場合には、裁定委員会は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

- 4 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条並びに第三十七条（当事者能力及び訴訟能力）の規定は、裁定の申請について準用する。この場合において、「裁判所」とあるのは「裁定委員会」と、「原告」とあるのは「申請人」と読み替えるものとする。

(申請の却下)

第二十六条 裁定委員会は、裁定の申請が不適

法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

3 決定書には、少数意見を附記することができる。

4 裁定委員会は、申請人に決定書の正本を送達しなければならない。

(執行停止)

第二十七条 裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 裁定の申請があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行によつて生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5 裁定委員会は、執行停止をしようとするときは、あらかじめ、申請人、処分庁及び参加人（以下「事件関係人」という。）の意見をきかなければならない。

6 裁定委員会は、執行停止をしたときは、事件関係人及び当該処分の相手方に通知しなければならない。

7 委員会は、執行停止があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

8 執行停止をした後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁定委員会は、決定で執行停止を取り消すことができる。

9 前項の規定による執行停止の取消しについては、第五項から第七項までの規定を準用する。

(申請書の副本の送達)

第二十八条 裁定委員会は、裁定の申請があつたときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。ただし、第二十六条第一項の規定により申請を却下する場合は、この限りでない。

(答弁書等の提出)

第二十九条 前条の規定による申請書の副本の送達を受けたときは、処分庁は答弁書を、都道府県知事は意見書を裁定委員会の指定する期日までに裁定委員会に提出しなければならない。

(審理手続の開始)

第三十条 審理手続は、第二十八条の規定により、処分庁に申請書の副本を送達することにより開始する。

(審理の期日及び場所)

第三十一条 裁定委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。

2 裁定委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

(審理の公開)

第三十二条 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(調査のための処分)

第三十三条 裁定委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により

又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする裁定委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4 第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条 民事訴訟法第八十条、第八十一条第一項（証拠の申出）並びに第二百一条第一項及び第二項（宣誓）の規定は、裁定委員会（前条第二項の規定により処分を行う裁定委員又は職員を含む。以下この項において同じ。）が事件関係人を審問する手続に、同法第八十条、第八十一条第一項（証拠の申出）、第九十条、第九十一条（証人義務）、第九十六条から第九十八条まで（証言の拒絶）、第二百一条第一項から第四項まで（宣誓）、第二百十二条（鑑定義務）、第二百二十一条第一項、第二百二十二条並びに第二百二十三条第一項前段及び第二項（文書の提出）の規定は、裁定委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは、「裁定委員会（鉱業等に係る土地利用の調整

手続等に関する法律第三十三条第二項の規定により処分を行う裁定委員又は職員を含む。）」と読み替えるものとする。

（意見の陳述）

第三十五条 関係行政機関又は利害関係人は、事件について、裁定委員会に対し意見を述べることができる。

（参加）

第三十六条 裁定委員会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、裁定の結果について関係のある第三者を当事者として審理手続に参加させることができる。

2 裁定委員会は、前項の場合においては、あらかじめ申請人及び当該第三者を審問しなければならない。

第三十七条 関係行政機関は、公益上必要があると認めるときは、裁定委員会の承認を得て、当事者として審理手続に参加することができる。

（代理人）

第三十八条 事件関係人は、弁護士、弁護士法人又は裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 裁定委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

4 代理人が二人以上あるときは、裁定委員会に対しては、各人が本人を代理する。

（補佐人）

第三十八条の二 事件関係人又は代理人は、裁定委員会の承認を得て補佐人とともに出頭することができる。

2 裁定委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

（調書）

第三十九条 裁定委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

2 何人も、公害等調整委員会規則の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第四十条 裁定その他の裁定委員会の判断は、裁定委員の合議によらなければならない。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

第四十一条 裁定委員会の合議は、公開しない。

(特別の事情による申請の棄却)

第四十一条の二 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、申請人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁定委員会は、裁定で申請を棄却することができる。この場合には、裁定委員会は、裁定で処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁定)

第四十二条 裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

2 裁定書には、少数意見を附記することができる。

3 裁定委員会は、申請人、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなければならない。

4 裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三条 裁定は、申請人に裁定書の正本が到達した時に、その効力を生ずる。

(裁定の拘束力)

第四十四条 裁定は、処分庁及び裁定に関係のある行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁定で取り消され、

又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁定で取り消されたときは、処分庁は、裁定の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

第四十五条 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、次に掲げる法律及びこれに基づく命令又は条例の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、土地の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。

自然公園法

自然環境保全法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

森林法

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

海岸法

地すべり等防止法

河川法

都市緑地法

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

2 前項の規定により自然公園法又はこれに基づく条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

3 前項の規定により国立公園又は国定公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の適用については、同法第三十二条の規定により許可に付された条件とみなす。

4 第一項の規定により自然環境保全法又はこれに基づく条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、

自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域又は都道府県自然環境保全地域内における自然環境を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

5 前項の規定により自然環境保全地域又は沖合海底自然環境保全地域における自然環境を保全するために定められた事項は、自然環境保全法の規定の適用については、同法第二十五条第五項、第二十七条第四項又は第三十五条の四第四項において準用する同法第十七条第二項の規定により許可に付された条件とみなす。

6 第一項の規定により絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、国内希少野生動植物種の保存のため必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

7 前項の規定により国内希少野生動植物種の保存のために定められた事項は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定の適用については、同法第三十七条第七項（同法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件とみなす。

8 第一項の規定により特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、最終処分施設を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

9 前項の規定により最終処分施設を保護するために定められた事項は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定の適用については、同法第二十一条第七項の規定によ

り許可に付された条件とみなす。

10 第一項の規定により都市緑地法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、特別緑地保全地区又は同法第二十条第一項の規定に基づく条例（次項において「地区計画等緑地保全条例」という。）により制限を受ける区域内の緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

11 前項の規定により特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の緑地を保全するために定められた事項は、都市緑地法の規定の適用については、同法第十四条第三項又は地区計画等緑地保全条例の規定により許可に付された条件とみなす。

12 第一項の規定により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

13 前項の規定により核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために定められた事項は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定の適用については、同法第六十二条の二第一項の規定により許可に付された条件とみなす。

（調書の謄写等）

第四十六条 利害関係人は、委員会に対し、調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（鑑定人の鑑定料）

第四十七条 第三十三条第一項第二号又は第

二項の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、政令で定める額の鑑定料を受ける。

(審査請求の制限)

第四十八条 この章の規定による裁定その他の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第四章 訴訟

(訴の提起)

第四十九条 裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えは、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けない者については、第四十二条第四項の規定による公示の日から起算する。

3 第一項の期間は、不変期間とする。

第五十条 裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。

(記録の送付)

第五十一条 委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならない。

(事実認定の拘束力)

第五十二条 裁定に対する訴訟については、裁定委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

(新しい証拠)

第五十三条 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に係る新しい証拠の申出をすることができる。

一 裁定委員会が正当な理由がなくて当該

証拠を採用しなかつたとき。

二 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

(裁定の取消)

第五十四条 裁判所は、裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことができる。

一 裁定の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がないとき。

二 裁定が憲法その他の法令に違反するとき。

第五十五条 委員会は、申請を認容した裁定を取り消す判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する裁定をしなければならない。

第五十六条 削除

(専属管轄)

第五十七条 裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(法務大臣の指揮等の例外)

第五十八条 裁定又は裁定の申請の却下の決定に対する訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六条の規定は、適用しない。

#### 第五章 補則

(規則への委任)

第五十八条の二 第一条各号の処分に関する

手続については、法律（法律に基づく政令を含む。）に特別の定めのあるもののほか、公害等調整委員会規則で定める。

#### 第六章 罰則

第五十九条 第三十三条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第六十一条 第三十四条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある前又は裁判の確定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十二条 第三十四条の規定により宣誓した事件関係人が虚偽の陳述をしたときは、五千元以下の過料に処する。

第六十三条 参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四条の規定による宣誓を拒絶したときは、五千元以下の罰金に処する。

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 正当な事由がないのに、第三十三条第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二 第三十三条第一項第一号又は第二項の

規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三 正当な事由がないのに、第三十三条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四 正当な事由がないのに、第三十三条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

#### 附 則 抄

1 この法律は、鉱業法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和二六年六月二六日法律第二五〇号）

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和二七年五月一日法律第一三〇号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二七年七月一五日法律第二三〇号）

この法律は、農地法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和二七年七月三十一日法律第二六八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二八年九月一日法律第二五九号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年二月二一日法律第一号） 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則 （昭和三一年五月四日法律第九三号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。



附 則（昭和三一年五月一二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三二年六月一日法律第一六一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和三三年三月三十一日法律第三〇号）抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三六年六月二日法律第一一一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（行政機関職員定員法の廃止）

- 2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）は、廃止する。

（常勤の職員に対する暫定措置）

- 3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、

この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

- 2 この法律による改正後の規定は、この附則

に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年七月一〇日法律第一六八号）抄

- 1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年六月三〇日法律第一〇一号）抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年七月三十一日法律第一〇三号）抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年五月三〇日法律第七四号）抄  
（施行期日等）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）抄

- この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年六月七日法律第一〇六号）抄  
（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四七年六月三日法律第五二号）抄  
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地調整委員会規則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に効力を有する土地調整委員会規則は、この法律の施行後は、公害等調整委員会規則としての効力を有するものとする。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会  
がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (昭和四七年六月二二日法律第  
八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四八年九月一日法律第七  
二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行前にこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律又は鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律による改正後の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第  
三七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月五日法律第七五  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第  
八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審

議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則 （平成一二年六月七日法律第一一七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一三年六月八日法律第四一〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年四月二四日法律第二九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号）

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月三日法律第四七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年七月二二日法律第八四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定

により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年四月一四日法律第一五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から三まで 略

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第十九条、第二十条及び第二十六条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成三一年四月二六日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項

の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○平成 14 年度以降における改正概要

法律名及び該当条項	改正概要	公布日	施行日
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 14 年法律第 100 号) 第 8 条	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)の施行に伴う用語の改正等(「信書便」の追記、「郵送」を「送付」に改める等)	平成 14 年 7 月 31 日	平成 15 年 4 月 1 日

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 84 号）附則第 21 条	行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 137 号）の執行停止の要件が改正されたことに伴う本法律規定の不服の裁定手続における執行停止の要件の改正	平成 16 年 6 月 9 日	平成 17 年 4 月 1 日
都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 109 号）附則第 8 条	都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）の法律名が「土地緑地法」に改められたことに伴う引用法令名の改正等	平成 16 年 6 月 18 日	平成 16 年 12 月 17 日
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 101 号）第 10 条	新たに制定された景観法（平成 16 年法律第 100 号）に公害等調整委員会が行う不服の裁定制度が設けられたことに伴う改正	平成 16 年 6 月 18 日	平成 17 年 4 月 1 日
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 69 号）附則第 3 条	湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）の改正により、同法に公害等調整委員会が行う不服の裁定制度が設けられたことに伴う改正	平成 17 年 6 月 22 日	平成 18 年 4 月 1 日
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 47 号）附則第 11 条	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の改正に伴う条ずれに対応するため等の改正	平成 21 年 6 月 3 日	平成 22 年 4 月 1 日
農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）附則第 26 条	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正に伴う条ずれに対応するための改正	平成 21 年 6 月 24 日	平成 21 年 12 月 15 日
民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）附則第 20 条	民法の改正により未成年後見人に法人を選任できるようにしたことに伴い、不服裁定手続について、申請書の記載事項のうち法定代理人に関する規定について改正（記載事項に「（法定代理人の…）名称」を追加）	平成 23 年 6 月 3 日	平成 24 年 4 月 1 日
鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）附則第 13 条	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）の改正に伴い、鉱区禁止地域の指定及び解除に係る利害関係人について「鉱業申請人」を追加等	平成 23 年 7 月 22 日	平成 24 年 1 月 21 日



行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第42条	改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、本法律上の手続規定の改正、用語の改正（「不服申立て」を「審査請求」に改める等）、条ずれへの対応等を行う。	平成26年 6月13日	平成28年 4月1日
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第19条	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の改正により、同法に公害等調整委員会が行う不服の裁定制度が設けられたことに伴う改正	平成29年 4月14日	平成30年 10月1日
自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号）附則第6条	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の改正により、公害等調整委員会が行う不服の裁定の対象となる処分が追加されたことに伴う改正	平成31年 4月26日	令和2年 4月1日
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）附則第9条	事件関係人の代理人となり得る者について、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。	令和2年 5月29日	※令和4年 3月31日 現在未施行
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第15条	不服の裁定申請書について、申請人又は代理人の署名押印を不要とする。	令和3年 5月19日	令和3年 9月1日

### 第3 事件関係

#### 1 公害等調整委員会に所属した公害紛争事件一覧

昭和45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年
S 46.1.2	鹿兒島湾における真珠養殖被害調停事件 S 46.10.11 香川県三豊郡における漁業被害調停事件 S 46.11.24	水俣病調停事件 S 47.3.31	渡良瀬川沿岸における農作物被害調停事件 S 48.2.15	渡良瀬川沿岸における農作物被害調停事件 S 49.10.20	渡良瀬川沿岸における農作物被害調停事件 S 49.8.3 大阪国際空港健康被害責任裁定事件 S 48.11.29	徳山湾における漁業被害調停事件 S 50.4.9 徳山湾における漁業被害調停事件 S 50.12.4 福岡市における健康被害仲裁事件 S 49.7.2	富山市における建築物損傷責任裁定事件 S 51.8.24 東京都市新宿区における地下鉄工事被害責任裁定事件 S 51.11.29	大阪国際空港防音対策事件 S 53.10.11 S 53.4.12

【あっせん事件、調停事件、仲裁事件、義務履行勧告事件】

- 申請、引継ぎ、関係書類の送付
- 成立、仲裁判断
- 一部成立
- 取下げ
- 打切り
- 勧告
- ▲ 移送
- × 回付
- △ 却下
- △ 義務履行勧告しない

【裁定事件】

- 申請
- 裁定
- 職権調停成立
- ▽ 取下げ
- × 不受理





9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
							H 16.3.18	
水俣病調停事件			◎					
	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停事件 H 11.3.15		◎ H 12.6.6		H 14.10.15	◎ H 15.6.26	H 17.2.14	
	松枯れ対策農業空中散布大気汚染被害等調停事件 H 11.5.13				◎ H 15.4.16	◎ H 15.4.16	北浦町化学物質健康被害原因裁定 H 17.8.30	
	液体洗剤水質汚濁被害等調停事件 H 10.3.17	北陸新幹線騒音防止等調停事件 H 11.10.8			H 14.10.4	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定事件 H 17.6.28		
H 9.7.7	製鉄所大気汚染健康被害工場移転等調停事件 H 10.4.24	四日市市産業廃棄物処理場水質汚濁防止等調停事件 H 13.1.10			H 15.3.10	九州新幹線騒音被害防止等調停事件 ◎ H 17.6.16		
	金風板印刷工場悪臭被害原因裁定事件 H 10.12.4				H 15.6.27	東京地下鉄等騒音・振動被害防止調停事件 ▽ H 16.6.1		
H 9.8.26	冷暖房室外機義務履行勧告事件 H 10.5.23				H 15.7.30	新潟空港騒音被害調停事件 ▽ H 16.1.21		
	小田急線騒音被害等責任裁定事件 ◎ H 10.7.44				伊奈町における地盤沈下及び土壌汚染被害責任裁定事件 H 15.10.21	直島における廃棄物処理施設に関する責任裁定事件 H 17.11.25		
H 9.5.21	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定事件				直島における騒音・低周波被害責任裁定事件 H 15.11.6	荒川区における騒音・低周波被害責任裁定事件 ◎ H 15.11.12		
	中海本庄工区干陸事業水質汚濁被害等調停事件				核融合科学研究所重水素実験中止調停事件 H 16.1.13	新潟市道路振動被害原因裁定事件 ▽ H 17.3.7		
	飯塚市廃棄物悪臭被害責任裁定事件 H 11.7.13				清瀬・新座低周波騒音被害等調停事件 H 15.2.6	◎ H 15.3.11		
	飯塚市し尿処理場悪臭被害原因裁定事件 H 11.5.6				大阪市土壌汚染財産被害原因裁定事件 H 14.9.10	◎ H 15.5.29		
	小豆島採石場粉じん被害等責任裁定事件 H 11.8.30				松江市粉じん・悪臭被害責任裁定事件 ◎ H 14.2.18	◎ H 15.3.17		
					尾鷲市養殖真珠被害責任裁定事件 ◎ H 14.2.18	◎ H 15.1.31		
					佐伯市養殖真珠被害責任裁定事件 ◎ H 15.1.31			

9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
			H 12.11.8	奄美大島漁業被害等責任裁定事件 H 13.12.27   横浜市における振動・低周波音被害責任裁定事件 H 14.1.18   深川市低周波音被害責任裁定事件 H 14.3.28   製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定事件 H 14.9.18   H 14.10.10	◎ H 14.6.26   ◎ H 15.3.31   深川市低周波音被害責任裁定事件 ◎ H 14.11.26   越谷市印刷工場悪臭健康被害責任裁定事件 H 16.4.20   高崎市低周波音被害責任裁定事件 H 16.8.4	◎ H 16.7.7   ◎ H 16.4.20	H 17.12.20   ◎ H 17.11.2   ◎ H 17.5.19   ◎ H 17.5.31   ◎ H 17.6.8   ◎ H 17.6.14   ◎ H 17.6.16   ◎ H 17.7.21   ◎ H 17.8.16   ◎ H 17.8.29	漁業被害原因裁定事件 北浦町における化学物質健康被害原因裁定事件 日野市における農薬等による健康被害責任裁定事件 銚子市における土壌汚染被害等原因裁定事件 製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定事件 大和郡山市化学物質健康被害原因裁定事件 津市化学物質健康被害原因裁定事件 深川市低周波音被害義務履行勧告事件 横浜世家屋損傷原因裁定事件 川崎市土壌汚染財産被害責任裁定事件 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停事件



18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
H 18.8.17		H 20.12.24 札幌市製粉財産被害原因裁定事件 H 21.6.9 北九州振動被害等責任裁定事件	H 21.9.29 ○ H 21.9.29 H 21.6.9 北九州振動被害等責任裁定事件	H 22.4.9 ○ H 22.4.9			水戸市振動財産被害等責任裁定事件 H 26.9.5 H 26.7.4 横浜健康被害原因裁定事件	
		上尾市騒音・低周波音被害責任裁定事件 H 21.3.19 高崎市騒音被害責任裁定事件 H 21.5.27 鎌倉市振動・低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.6.25 三原市低周波音健康被害原因裁定事件・水質汚濁被害原因裁定事件 H 21.7.2 横滨市マンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定事件 H 21.7.3	上尾市騒音・低周波音被害責任裁定事件 H 21.3.19 高崎市騒音被害責任裁定事件 H 21.5.27 鎌倉市振動・低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.6.25 三原市低周波音健康被害原因裁定事件・水質汚濁被害原因裁定事件 H 21.7.2 横滨市マンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定事件 H 21.7.3	○ H 22.8.2 ○ H 22.8.2 ○ H 22.9.8 ○ H 22.9.8 ○ H 22.4.5	○ H 23.9.15		H 26.1.7 香南市財産被害責任裁定事件 H 26.1.14 函南町騒音健康被害責任裁定事件 H 26.2.6 座間市騒音・振動慰謝料等責任裁定事件 H 26.9.19 横滨市騒音・振動等財産被害等責任裁定事件 ○ H 25.10.17	
出し平ダム排砂漁業被害原因裁定事件 ○ H 19.3.28			○ H 24.8.24 H 21.7.17 成田空港騒音調停事件 H 21.7.21 東伊豆町風力発電施設からの低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.7.22 播磨灘養殖被害責任裁定事件 H 21.8.5 神栖市騒音・振動健康被害原因裁定事件 H 21.9.18 南関町水質汚濁被害原因裁定事件 H 21.10.30 高圧受電設備低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.11.13 東広島市工場騒音健康被害等責任裁定事件 H 21.11.16 横滨市低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.11.16 新宿区騒音被害責任裁定事件 H 21.11.20 入間市工場騒音被害責任裁定事件 ○ H 22.7.6	○ H 24.8.24 H 21.7.17 成田空港騒音調停事件 H 21.7.21 東伊豆町風力発電施設からの低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.7.22 播磨灘養殖被害責任裁定事件 H 21.8.5 神栖市騒音・振動健康被害原因裁定事件 H 21.9.18 南関町水質汚濁被害原因裁定事件 H 21.10.30 高圧受電設備低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.11.13 東広島市工場騒音健康被害等責任裁定事件 H 21.11.16 横滨市低周波音健康被害原因裁定事件 H 21.11.16 新宿区騒音被害責任裁定事件 H 21.11.20 入間市工場騒音被害責任裁定事件 ○ H 22.7.6	○ H 23.5.11 ▽ H 23.2.8 ○ H 23.4.27		深谷市騒音・低周波音被害責任裁定事件 H 26.3.26 静岡市健康被害責任裁定事件 H 26.4.3 徳島市土壌汚染等健康被害実調停実験 H 26.5.9 長野市建物解体工事財産被害原因裁定事件 H 26.6.19 横滨市健康被害等責任裁定事件 H 26.9.11 横滨市騒音・振動等財産被害等責任裁定事件 H 26.9.26 田原市騒音被害責任裁定事件 H 26.10.23 ○ H 24.6.25	
北浦町における化学物質健康被害原因裁定			○ H 21.12.10 高崎市給油器騒音健康被害原因裁定事件 H 21.12.10	○ H 22.7.6	▽ H 23.6.10		行方市水質汚濁被害責任裁定事件 26.11.6 江東区水質汚濁被害責任裁定事件 H 26.11.7 南城市騒音・振動財産被害責任裁定事件 H 26.11.27 馬毛島漁業被害責任裁定事件	
鏡子市における土壌汚染被害等原因裁定事件 ○ H 19.3.13			伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停事件 H 21.12.10					
製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定 ○ H 18.6.14								
大和郡山市化学物質健康被害原因裁定事件 ○ H 18.5.29								
津市化学物質健康被害原因裁定事件 H 18.6.16								
深川市低周波音被害義務履行勧告事件 ▽ H 19.10.2								
横滨市家屋損傷原因裁定事件								
川崎市土壌汚染財産被害責任裁定事件								



18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
			H 21.12.24   渋谷区騒音健康被害等責任裁定事件 H 21.12.24   大津町健康被害等責任裁定事件 H 22.4.1   大田区騒音健康被害原因裁定事件 H 22.4.5   神崎市水利工事振動被害責任裁定事件 H 22.4.28   遠賀町大気汚染等健康被害責任裁定事件 H 22.5.17   古賀町と素漁業被害原因裁定事件 H 22.5.27   文京区マンション工事振動被害原因裁定事件 H 22.6.2   宮崎市土壌汚染被害責任裁定事件 H 22.6.29   宮崎市交通騒音健康被害等責任裁定事件 H 22.7.23   文京区マンション解体工事振動被害等責任裁定事件 H 22.8.20   中野区低周波健康被害等責任裁定事件 H 22.9.9   葛飾区騒音健康被害原因裁定事件 H 22.10.7   小平市大気汚染財産被害等責任裁定事件 H 22.11.8   川口市大気汚染健康被害原因裁定事件 H 22.11.12   多摩市財産被害等原因裁定事件 H 22.12.2   鎌ヶ谷市騒音等健康被害原因裁定事件 H 22.12.6   松戸市工事騒音慰謝料等責任裁定事件 H 22.12.27   焼津市振動・騒音慰謝料責任裁定事件 H 23.2.4   宮古島市海中公園工事水質汚濁被害原因裁定事件 H 23.4.21   千代田区鉄道騒音被害責任裁定事件 H 23.6.16   高槻市騒音・低周波音健康被害原因裁定事件	◎ H 23.6.27 ◎ H 23.2.7 ◎ H 22.10.6 ◎ H 24.6.13 ◎ H 23.5.12 △ H 23.5.26 △ H 44.10.12 ○ H 24.3.27 ○ H 24.4.7 ○ H 23.12.20 ◎ H 24.5.25 ◎ H 25.4.4 ◎ H 24.5.25 ◎ H 23.11.21 △ H 23.4.22 ◎ H 24.8.27 ◎ H 24.9.10 ◎ H 24.12.5 ◎ H 24.12.17 ◎ H 26.1.15 ◎ H 26.1.28				

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
					<p>H 23.6.16   高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定事件 ◎ H 26.1.28</p> <p>H 23.6.17   伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定事件 ◎ H 26.9.14</p> <p>H 23.6.21   原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定事件 ◎ H 24.6.24</p> <p>H 23.7.14   港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定事件 ◎ H 24.4.6</p> <p>H 23.7.22   八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定事件 ◎ H 24.11.1</p> <p>H 23.7.22   名古屋市中における鉄道等からの騒音被害責任裁定事件 ◎ H 24.11.5</p> <p>H 23.9.7   加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定事件 ◎ H 26.9.29</p> <p>H 23.9.16   温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停事件 ◎ H 23.11.28</p> <p>H 23.9.20   富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定事件 ◎ H 25.3.11</p> <p>H 23.9.29   茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定事件 ◎ H 26.7.3</p> <p>H 23.10.5   温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停事件 ◎ H 26.7.3</p> <p>H 23.11.29   馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定事件 ◎ H 25.5.28</p> <p>H 23.11.30   栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定事件 ◎ H 24.10.22</p> <p>H 23.12.8   笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定事件 ◎ H 26.3.13</p> <p>H 23.12.20   福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定事件 ◎ H 25.5.28</p> <p>H 23.12.27   甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定事件 ◎ H 24.7.31</p> <p>H 23.12.27   沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定事件 ◎ H 24.3.5</p> <p>H 24.1.17   長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件 ◎ H 26.7.29</p> <p>H 24.1.23   安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定事件 ◎ H 26.7.29</p>			

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
					<p>H 24.1.25   寝屋川市大気汚染による健康被害原因裁定事件 ◎</p> <p>H 24.2.1   刈谷市振動・騒音被害責任裁定事件 ◎ H 25.5.38</p> <p>H 24.3.7   野田市大気汚染等による健康被害原因裁定事件</p> <p>H 24.3.8   〇 H 24.12.19</p> <p>神戸市ビル解体工事等による振動被害原因裁定事件</p> <p>H 24.3.14   × H 24.3.26</p> <p>温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停事件</p> <p>H 24.3.29   ▽ H 24.5.17</p> <p>大津市汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停事件 ◎ H 26.1.26</p> <p>H 24.4.4   武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定事件</p> <p>H 24.4.20   〇 H 25.9.2</p> <p>江東区マンション工事による騒音・振動低周波音被害責任裁定事件</p> <p>H 24.5.29   ▽ H 24.8.16</p> <p>上尾市騒音・低周波音被害職権調停の義務履行勧告事件 ◎ H 26.6.5</p> <p>H 24.6.15   岩国市騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定事件 ◎ H 26.6.13</p> <p>H 24.6.19   京都市体育施設からの騒音による健康被害原因裁定事件</p> <p>H 24.8.13   品川区における鉄道騒音被害責任裁定事件 ◎ H 26.1.6</p> <p>H 24.8.31   〇 H 25.3.11</p> <p>大田区振動等財産被害等責任裁定事件 ◎ H 25.12.3</p> <p>H 24.9.20   福津市騒音・振動等による財産被害等責任裁定事件</p> <p>H 24.9.24   ▽ H 24.10.22</p> <p>千葉県における航空機騒音調停事件 ◎ H 26.3.25</p> <p>H 24.10.25   千葉県における地盤沈下被害原因裁定事件 ◎ H 26.3.25</p> <p>H 24.10.26   壬生町における地盤沈下被害原因裁定事件 ◎ H 26.3.25</p> <p>H 24.12.13   ◀ 〇 H 25.12.19</p> <p>手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停事件 ◎ H 26.11.19</p> <p>H 24.12.26   寝屋川市大気汚染による健康被害原因裁定事件 ◎</p> <p>H 25.1.9   大東市大気汚染等による財産被害等責任裁定事件</p>			

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
						<p>H 25.1.22   ▽ H 25.3.22 小平市における騒音による健康被害責任裁定事件</p> <p>H 25.1.28   尼崎市における振動等による財産被害責任裁定事件</p> <p>H 25.2.4   燕市における振動等による財産被害等責任裁定事件</p> <p>H 25.2.14   静岡市排出物質健康被害原因裁定事件</p> <p>H 25.2.19   七尾市における低周波音による健康被害原因裁定事件</p> <p>H 25.2.21   秦野市道路騒音・振動による財産被害等責任裁定事件</p> <p>H 25.2.22   仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定事件</p> <p>H 25.3.22   ○ H 25.8.22 小平市における騒音による健康被害責任裁定事件</p> <p>H 25.3.25   ○ 海老名市解体工事による振動被害責任裁定事件</p> <p>H 25.4.11   大崎市大気汚染等による健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 25.4.12   裾野市における騒音による健康被害責任裁定事件</p> <p>H 25.4.26   ○ H 26.3.11 大田区振動等財産被害責任裁定事件</p> <p>H 25.5.2   浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件</p> <p>H 25.5.30   沼津市騒音・振動被害責任裁定事件</p> <p>H 25.6.14   ○ H 26.1.16 練馬市における粉じんによる大気汚染被害責任裁定事件</p> <p>H 25.7.2   泉大津市における土壌汚染被害原因裁定事件</p> <p>H 25.7.17   湖南市大気汚染被害原因裁定事件</p> <p>H 25.7.18   千葉市鉄道騒音・振動健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 25.7.25   木更津市騒音による財産被害等責任裁定事件</p>		

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
						<p>土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定事件 H 25.7.26</p> <p>千葉県における航空機騒音調停事件 H 25.7.29</p> <p>横浜市における振動による健康被害等責任裁定事件 H 25.8.13</p> <p>鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定事件 H 25.9.13</p> <p>台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件 H 25.10.21</p> <p>市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定事件 H 25.12.26</p>	<p>H 26.9.25</p>	

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
H 28.2.16 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定事件				◎ R 1.9.25		
水俣病調停事件				◎ H 31.3.27		
H 28.5.24 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定事件				◎ R 1.5.8 和歌山県白浜町土壌汚染被害等責任裁定事件	▽ R 2.11.4	
H 28.7.1 小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定事件		▽ H 29.5.16		▽ R 1.5.21 松戸市騒音健康被害等責任裁定事件	▽ R 2.12.15	
H 28.8.1 和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定事件		◎ H 29.3.28	◎ H 30.5.28	R 1.6.3 福川市大気汚染財産被害原因裁定事件		
H 28.8.25 横浜市内における振動・騒音（低周波音）による健康被害原因裁定事件		◎ H 29.3.28		◎ R 2.1.31		
H 28.9.9 東京国際空港航空機騒音調停事件				R 1.8.16 渋谷区騒音・振動等財産被害・健康被害等責任裁定事件	○ R 2.11.9	
H 28.10.3 台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定事件		▽ H 29.6.23		R 1.8.23 自動車排出ガスによる大気汚染被害調査調停事件		
◎ H 27.12.16 中央区ビル工事地盤沈下被害責任裁定事件				R 1.9.9 茨城県城里町地盤沈下財産被害原因裁定事件		
□ H 27.5.14 高島市地盤沈下被害原因裁定事件				R 1.9.19 小平市大気汚染財産被害責任裁定事件		
				R 1.10.24 相模原市大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定事件	◎ R 2.8.19	
				R 1.11.18 熊本市騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定事件		
				R 1.12.17 江東区騒音・振動等による生活環境被害等責任裁定事件		
◎ H 27.10.27 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物による健康被害原因裁定事件				R 1.12.20 筑西市悪臭等生活環境被害等責任裁定事件		
				R 2.2.28 草津市騒音・低周波音健康被害原因裁定事件		
				R 2.3.24 神戸市振動・騒音による財産被害等責任裁定事件		
				R 2.4.3 熊本市悪臭・騒音による財産被害等責任裁定事件		
				R 2.5.21 南島原市騒音等生活環境被害責任裁定事件及び同原因裁定事件		



27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
<p>H 27.1.6</p> <p>戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定事件</p> <p>H 27.1.13</p> <p>清川村における道路工事に伴った地盤沈下等による財産被害原因裁定事件</p> <p>H 27.4.13</p> <p>郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定事件</p> <p>H 27.5.28</p> <p>横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定事件</p> <p>H 27.7.7</p> <p>春日部市における悪臭による健康被害原因裁定事件</p> <p>H 27.8.10</p> <p>新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定事件</p> <p>H 27.8.20</p> <p>世田谷区大気汚染健康被害等原因裁定事件</p> <p>H 27.9.8</p> <p>荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定事件</p> <p>H 27.10.9</p> <p>港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定事件</p> <p>H 27.10.20</p> <p>船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定事件</p>	<p>H 28.1.26</p> <p>成田市における騒音による健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 28.1.22</p> <p>成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定事件</p> <p>H 28.6.21</p> <p>富士宮市における改良耕による地盤沈下被害原因裁定事件</p>	<p>H 28.12.27</p> <p>成田市における騒音による健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 29.6.20</p> <p>成田市における騒音による健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 29.7.4</p> <p>富士宮市における改良耕による地盤沈下被害原因裁定事件</p>	<p>H 30.8.29</p> <p>成田市における騒音による健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 30.9.18</p> <p>成田市における騒音による健康被害等責任裁定事件</p>	<p>R 1.9.6</p>		
<p>H 27.12.25</p> <p>知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定事件</p> <p>H 28.1.16</p> <p>成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定事件</p>						



27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
○ H 27.3.11 茅ヶ崎市における騒音・低周波音責任裁定事件		H 29.10.31   横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定事件 H 29.12.11   稲葉町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定事件 H 29.12.4   由良町地盤沈下による財産被害原因裁定事件 H 29.12.28   府中市室外機等騒音被害責任裁定事件 H 29.12.12   東大阪市大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定事件 H 30.2.22   福岡市室外機からの騒音による健康被害原因裁定事件 H 30.3.1   豊島区大気汚染被害原因裁定事件 H 30.5.14   文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定事件 H 30.5.17   伊万草市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定事件 H 30.5.30   瀬戸市における廃棄物処理場からの土壌汚染による財産被害責任裁定事件 H 30.6.13   大阪市における印刷工場からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定事件 H 30.6.26   瀬戸市における廃棄物処理場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件 H 30.8.16   四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定事件 H 30.8.20   豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定事件 H 30.8.28   国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定事件 H 30.11.1   熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定事件 H 30.11.2   銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定事件 H 30.11.5   春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定事件	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定事件 ▽ R 2.7.14 ○ R 2.1.14 ◎ H 31.2.26 ◎ R 1.8.27 ◎ R 2.2.18 ◎ R 1.12.17 ◎ R 2.2.25 ◎ R 3.3.18 ◎ R 3.3.15 ◎ R 3.3.15 ◎ R 1.11.19 ◎ R 1.7.9 ◎ R 1.9.24 ◎ R 1.9.24			
○ H 28.10.25 馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定事件						

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
◎ H 27.8.28 野田市大気汚染等による健康被害原因裁定事件				H 31.3.8 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定事件 H 31.3.11 新宿区における排気ダクト等からの騒音による健康被害等責任裁定事件 H 31.3.29 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定事件 H 31.4.2 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定事件 H 31.4.2 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定事件 H 31.4.5 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定事件 H 31.4.17 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定事件		
◎ H28.7.15 大東市大気汚染等による財産被害等責任裁定事件						

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
▽ H 27.2.17 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定事件 ◎ H 27.2.10 燕市振動等財産被害等責任裁定事件 ◎ H 27.10.27 静岡市排出物質健康被害原因裁定事件	◎ H 27.3.5 秦野市道路騒音・振動による財産被害等責任裁定事件 ◎ H 28.8.19 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定事件					
大崎市大気汚染等による健康被害等責任裁定事件			◎ H 30.3.27			
浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件 ◎ H 27.5.29 沼津市騒音・振動被害責任裁定事件	H 28.3.4 ◎ H 28.4.19					
練馬市における粉じんによる大気汚染被害責任裁定事件 ◎ H 28.7.25 湖南市大気汚染被害原因裁定事件 ◎ H 27.5.29 千葉県鉄道騒音・振動健康被害等責任裁定事件 ◎ H 27.5.29 木更津市騒音による財産被害等責任裁定事件						

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
	<p>鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定事件  ◎ H 28.6.28</p>					
	<p>台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件  ◎ H 28.6.28</p>					
	<p>市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定事件  ○ H 31.1.18</p>					

## 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

### 凡 例

- 1 令和4年3月31日までに受け付けた事件を収録した。
- 2 事件の表示について

終結区分における「引継ぎ」、「移送」及び「回付」は次のとおり。

「引継ぎ」：公害等調整委員会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、都道府県の審査会等と協議した上、事件を関係都道府県の審査会等に引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。

「移 送」：公害等調整委員会は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、当該事件を管轄審査会等に移送する（公害紛争処理法第25条）。

「回 付」：公害等調整委員会が県際事件の申請を直接受けた場合は、公害紛争処理法第24条、第27条の趣旨から、移送手続は採らずに、当該事件をいずれか一の都道府県知事に回付する。

## あっせん事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成6年(ア)第1号	北陸新幹線騒音防止等あっせん申請事件	6. 9. 8	長野県住民12人	日本鉄道建設公団外2人	①防音措置 ②道路付替計画の変更	6. 12. 21	あっせん打ち切り
平成14年(ア)第1号外1件	尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件	14. 10. 15 15. 5. 14	兵庫県住民21人	国(代表者国土交通大臣) 阪神高速道路公団	大阪高等裁判所における和解条項の履行	15. 6. 26	あっせん成立

## 調停事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和46年(調)第1号外1件	鹿児島湾における真珠養殖不能に係る損害賠償調停申請事件	46. 1. 21 46. 3. 31 (引継ぎ)	真珠養殖会社	石油基地	賠償請求(約4億7000万円)	46. 1. 25 48. 3. 2	移送 取下げ(和解成立)
昭和46年(調)第3号	香川県三豊郡地先海域における製紙・パルプ工場排水による漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	46. 10. 11	香川県漁民1,390人	製紙・パルプ会社72社	①賠償請求(約10億2000万円) ②海底堆積物の撤去等	47. 10. 17	調停成立
昭和46年(調)第4号外619件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	46. 12. 24 ~28. 6. 10	水俣病認定患者等1,556人	化学肥料等製造会社等	賠償請求	47. 2. 21 ~29. 2. 13	調停成立1,466人 取下げ等90人
昭和47年(調)第8号外3件	渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件	47. 3. 31 ~48. 6. 15	群馬県農民971人	鉍業会社	賠償請求(約39億円)	49. 5. 11	調停成立
昭和49年(調)第22号外1件		49. 11. 15 51. 8. 27	群馬県農民36人		賠償請求(約6000万円)	52. 12. 23	取下げ(和解成立)
昭和48年(調)第1号外22件	大阪国際空港騒音調停申請事件	48. 2. 15 ~51. 2. 10	兵庫県等住民20,138人	国(代表者運輸大臣)	①飛行場使用差止め ②騒音対策 ③賠償請求	50. 10. 28 11. 14 53. 3. 16 3. 28 55. 6. 30 7. 16 61. 12. 23	騒音対策について一部調停成立 賠償請求について一部調停成立 飛行場使用差止めについて一部調停成立 調停成立
昭和48年(調)第31号	徳山湾における漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	48. 11. 29	山口県漁民232人	徳山湾東海域臨海企業12社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約10億1000万円)	50. 6. 2	調停成立
昭和50年(調)第5号		50. 4. 9	山口県漁民377人	徳山湾西海域沿岸企業10社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約11億円)	51. 8. 24	調停成立
昭和53年(調)第25号	大阪国際空港騒音対策防音工事調停申請事件	53. 4. 12	大阪府住民2人	国(代表者運輸大臣)	家屋の防音工事の施工	53. 10. 11	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和56年(調)第16号	大阪国際空港騒音調停申請事件	56. 4. 30	兵庫県住民592人	国(代表者運輸大臣)	①航空機騒音に係る環境基準の達成 ②飛行場使用差止め ③騒音対策 ④賠償請求	62. 4. 23	取下げ
昭和56年(調)第33号	仙台湾養殖海苔被害等調停申請事件	56. 10. 27	仙台市	漁業協同組合	漁業被害等に係る被申請人に対する債務不存在の確認	元. 3. 27	取下げ
昭和62年(調)第17号外2件	スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件	62. 10. 24(引継ぎ)~63. 2. 24	長野県弁護士等269人	スパイクタイヤメーカー7社	スパイクタイヤの製造・販売の中止	63. 6. 2	調停成立
昭和63年(調)第4号	新幹線騒音被害等調停申請事件	63. 1. 29	大阪府住民7人	鉄道会社	家屋の防音・防振工事の施行等	元. 7. 17	調停打ち切り
平成元年(調)第8号 平成2年(調)第7号	スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件	元. 8. 24 2. 4. 25(引継ぎ)	長野県弁護士73人	国(代表者環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣及び警察庁長官)	スパイクタイヤの使用等を全面的に中止する等の適切な措置	元. 12. 25 3. 3. 29	移送 取下げ
平成元年(調)第11号 平成2年(調)第16号		元. 10. 19 2. 7. 17(引継ぎ)	北海道弁護士等319人			元. 12. 25 3. 3. 28	移送 取下げ
平成2年(調)第1号	ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 8	埼玉県住民等51人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設工事の着手及び操業の停止	2. 1. 22	移送
平成2年(調)第3号	軽井沢町ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第4号	小諸市ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第6号外3件	東京湾横断道路建設被害等調停申請事件	2. 3. 28~3. 1. 9	千葉県等住民90人	国(代表者建設大臣) 日本道路公団 道路建設会社	建設工事の中止	2. 5. 10 3. 8. 2	回付 調停打ち切り
平成2年(調)第12号	山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 5. 25	静岡県住民130人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設中止	3. 5. 14	調停成立
平成2年(調)第13号	長野県ゴルフ場開発指導致要綱調停申請事件	2. 5. 30	長野県住民13人	長野県	「長野県ゴルフ場開発事業に関する指導致要綱」の遵守	2. 6. 25	調停申請却下
平成2年(調)第15号	却下決定取消等調停申請事件	2. 7. 3	平成2年(調)第13号事件の申請人のうち1人	公害等調整委員会	平成2年(調)第13号事件の却下の取消し	2. 7. 16	調停申請却下
平成2年(調)第18号外1件	原子炉運転停止等調停申請事件	2. 10. 1 3. 1. 11	大阪府住民51人	電力会社	現在停止中の原子炉の運転を再開しないこと	3. 10. 28	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成3年(調)第8号外1件	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	3. 6. 13 4. 5. 27	長野県等住民11人	日本鉄道建設公団	北陸新幹線の ①高崎～軽井沢間については工事の中止 ②軽井沢～長野間については計画の変更	4. 3. 27 ～ 6. 1. 28	一部調停成立 一部調停打切り 一部取下げ
平成5年(調)第1号外1件	東海道新幹線騒音・振動被害等調停申請事件	5. 2. 4 6. 1. 10	神奈川県住民2人	鉄道会社	①賠償請求 ②騒音対策(減速)	6. 1. 10	調停成立
平成5年(調)第2号外1件	液体洗剤水質汚濁被害等調停申請事件	5. 7. 9 6. 2. 21	静岡県等住民18人	洗剤製造会社	①全製品の回収 ②回収製品の安全な処分 ③雑菌混入経緯等の情報開示	7. 3. 2 10. 3. 17	参加申立取下げ 一部調停成立 一部調停打切り
平成5年(調)第4号外2件	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件	5. 12. 21 ～ 8. 10. 23	香川県住民549人	廃棄物処理業者、廃棄物排出事業者及び香川県ら27人国(代表者厚生大臣)	①産業廃棄物の撤去 ②賠償請求	9. 12. 19 ～12. 1. 12  12. 5. 29  12. 6. 6	一部調停成立(排出事業者19社) 一部取下げ(香川県職員2人) 一部調停成立(香川県) 一部調停打切り(廃棄物処理業者、その実質的経営者ら及び排出事業者2人) 一部取下げ(国)
平成6年(調)第2号	CNP水質汚濁被害調停申請事件	6. 1. 11	埼玉県等住民103人	化学薬品製造会社	CNP及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止等	6. 4. 14	取下げ
平成6年(調)第3号	高圧ガス集配所騒音被害等調停申請事件	6. 1. 19	東京都住民1人	プレス事業者等6社	①騒音・振動の規制 ②賠償請求	7. 6. 26	調停打切り
平成6年(調)第5号外3件	金属加工工場騒音・振動被害調停申請事件	6. 2. 25 ～ 6. 4. 26	東京都住民9人	鍛造事業者2社	騒音・振動の規制	8. 6. 26  8. 11. 21	調停成立(8. 6. 12各被申請人に係る手続を分離) 調停成立
平成6年(調)第6号	新潟県CNP水質汚濁被害調停申請事件	6. 3. 18	新潟県住民3,850人	化学薬品製造会社	CNP及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止	6. 5. 2	取下げ
平成7年(調)第1号	送電線建設土壌汚染被害等調停申請事件	7. 1. 23	島根県等住民32人	国(代表者通商産業大臣)電力会社	鉄塔等の建設を中止	7. 3. 8  8. 2. 13	一部取下げ 調停打切り
平成7年(調)第2号外1件	中海本庄工区干陸事業水質汚濁被害等調停申請事件	7. 9. 6 8. 1. 19	島根県等住民36人	国(代表者農林水産大臣)	全面干陸事業を行わないこと等	13. 4. 6	調停成立



事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成8年(調)第2号	松枯れ対策農薬空中散布大気汚染被害等調停申請事件	8. 8. 22	島根県等住民3人	益田市 島根県 田万川町 山口県 農林水産省	①農薬空中散布の中止 ②松枯れ対策として農薬空中散布以外の方法の選択	10. 8. 5 11. 3. 15	申請人1人について調停をしない旨の決定 調停打ち切り
平成9年(調)第1号	製鉄所大気汚染健康被害工場移転等調停申請事件	9. 7. 7	和歌山県住民33人	製鉄会社	①埋立移転計画に基づく製鉄所の移転 ②ばいじんの総量規制 ③被害補償	9. 8. 29	移送
平成10年(調)第2号	四日市市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	10. 12. 4	三重県住民8人	廃棄物処理業者 廃棄物排出事業者20社	①積み荷の展開検査 ②処分場内立入・サンプル採取 ③処理を委託した産業廃棄物の種類、性質、数量等の公開	13. 1. 10	調停打ち切り
平成11年(調)第3号	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	11. 5. 13	長野県住民19人	日本鉄道建設公団	①騒音・振動対策 ②賠償請求 ③農家が日陰になったことによる補償金の支払	11. 10. 8	調停打ち切り
平成13年(調)第2号 外1件	核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件	13. 7. 9 14. 2. 26	岐阜県等住民8,138人	国(代表者 文部科学大臣)	重水素実験を実施しないこと	15. 11. 12	調停打ち切り
平成13年(調)第3号	清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件	13. 11. 7	埼玉県等住民10人	医療法人	①防音・防振対策 ②慰謝料の支払	15. 3. 11	調停成立
平成14年(調)第2号	九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件	14. 10. 4	熊本県住民10人	国(代表者 国土交通大臣) 日本鉄道建設公団(現 独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構) 熊本県 水俣市 八代市 鉄道会社	①緩衝地帯の設置 ②移転補償費の支払	17. 6. 28	調停打ち切り
平成15年(調)第1号	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	15. 3. 10 (引継ぎ)	東京都住民6人	東京都 鉄道会社	列車の運行に伴う騒音・振動の軽減	17. 6. 16	調停成立
平成15年(調)第5号 外1件	新潟空港騒音被害調停申請事件	15. 6. 27 15. 10. 31	新潟県住民5人	国(代表者 国土交通大臣及び環境大臣) 新潟県 新潟市	騒音対策等	16. 6. 1	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成17年(調)第1号	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	17. 8. 29	三重県等住民110人	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物搬入業者 処分場土地所有者 三重県	①許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の撤去 ②許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、PCB、硫化水素及び有害化学物質による汚染の調査	22. 7. 6	調停打ち切り
平成21年(調)第2号	医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	21. 2. 25	神奈川県住民16人	薬品会社	被害の未然防止、建設計画の一部凍結、安全性調査の継続的实施、施設完成後の住民への定期的情報開示及び住民による立入調査	21. 3. 9	移送
平成21年(調)第5号	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	21. 7. 17	茨城県住民48人	空港会社	①航空機による騒音が暗騒音レベル(30dB)を超えないこと ②申請人の居住地区上空飛行の差し止め ③慰謝料等の支払	23. 5. 11	調停打ち切り
平成23年(調)第1号	長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件	23. 3. 9	長崎県住民1人	国土交通大臣	道路工事による土壌汚染及び産業廃棄物の不法投棄について ①事実関係を十分に認めること ②全ての関係物質を撤去し、それについての広報を徹底すること ③佐々町民に対し本件事実に基づき謝罪すること	23. 3. 22	移送
平成23年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 9. 16	国内住民等108人 法人等3団体	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下
平成23年(調)第4号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 10. 5	大阪府等住民10名	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(調)第1号	長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件	24. 1. 17	産業廃棄物処理事業者	長野県汚泥等の排出事業者9社	長野県に対して、 ①廃棄物等の搬出・処分義務の不存在確認 ②仮に申請人が廃棄物を搬出・処分する場合の賠償請求 その他の被申請人に対して ③廃棄物等の搬出・処分	24. 3. 5	調停申請却下
平成24年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	24. 3. 14	国内住民等35人	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	24. 3. 26	調停申請却下
平成24年(調)第4号	大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	24. 3. 29	滋賀県住民231人	香川県大津市	香川県は、①豊島から汚染土壌を搬出しないこと、②水洗浄処理業務委託契約を解除すること 大津市は、③豊島及び処理工場の汚染土壌のサンプル採取、立入調査及び工場直下を流れる川の水質モニタリングを実施すること	24. 5. 17	取下げ
平成24年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	24. 9. 24	千葉県住民1人	航空会社2社 国(代表者国土交通大臣)	申請人らは、①意図的にショートカットを行い、航空燃料を節約、利益を上げる行為を停止すること、②国が認めた深夜便の海上飛行を遂行(遵守)すること、③申請人に対する羽田発着便の不法行為への抗議により端を発した嫌がらせ等の行為を停止することなど	24. 10. 22	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(調)第9号 平成24年(調)第10号 外4件	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24. 12. 13  24. 12. 27 (引継ぎ) 25. 2. 20 25. 3. 25 25. 5. 30 25. 9. 25	千葉県住民 46人	千葉県	放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設について、 ①一時保管施設の安全性の確保 ②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止 ③撤去時期(平成27年3月末)の確約	24. 12. 13 25. 12. 19	移送 調停打ち切り
平成25年(調)第5号 外1件	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	25. 7. 25 25. 9. 30	宗教法人 滋賀県等住民355人 レストラン 運営会社 不動産会社	残土処分業者 残土処分場所有者 大津市	①残土処分業者は、残土の搬入を中止すること ②残土処分業者及び残土処分場所有者は、搬入堆積させた残土を撤去すること ③大津市は、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること	25. 9. 27  26. 7. 7	一部取下げ (残土処分場所所有者に対する申請) 調停成立
平成25年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	25. 7. 29	千葉県住民 1人	国土交通省	申請人宅の庭での騒音が、ピークレベル40dB以下になるよう羽田空港着陸機ルートを変更すること	25. 12. 3	調停打ち切り
平成26年(調)第1号	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	26. 4. 3	徳島県住民 70人	産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者及び徳島県ら16人	被申請人らは共同して、 ①本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)をすること ②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査をすること ③周辺の生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること	28. 4. 26	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成28年(調) 第10号	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	東京都法人 5社	国土交通大臣	被申請人に対して、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して同滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと	2. 1. 31	調停成立
平成28年(調) 第11号 平成29年(調) 第1号	甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件	28. 12. 9 29. 2. 20	宗教法人 農業法人	滋賀県 産業廃棄物 処理業者2 社 ほか1人	被申請人らは、廃棄物等の収去や岩石採取場周辺に被害が及ぶことがないよう必要な措置を講じること等	28. 12. 21 29. 3. 21	回付 移送
平成30年(調) 第3号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件	30. 3. 30	広島県住民 4人	自動車解体業者	騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善すること	30. 4. 10	移送
平成30年(調) 第4号	国立市における騒音による健康被害等調停申請事件	30. 11. 9	東京都住民 1人	建築会社	被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるため、損害賠償金40万円の支払を求めること	30. 11. 20	移送

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成31年(調)第1号 外1件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件	31. 2. 18  元. 8. 23	東京都など6都府県の住民93人 法人でない 社団1団体 東京都など4都県の住民14人	国(環境大臣) 自動車メーカー7社	被申請人国に対し、 ①新たな大気汚染公害医療費救済制度の創設 被申請人メーカーに対し、 ②本件救済制度への相当の財源負担 被申請人国及び被申請人メーカーに対し、 ③損害賠償金合計1億400万円(取下げ分を減額し、第2号分を増額)の支払	元. 7. 4 3. 12. 8	一部取下げ 調停打ち切り
令和3年(調)第3号	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件	3. 10. 18	埼玉県住民6人	入浴施設運営会社	①騒音が法律に基づく規制基準内にとどまるよう防音壁の設置等の対策 ②騒音は以下のとおり i 露天風呂からの人の声等 ii 露天風呂のテレビや滝の音 iii 北側室外機の音 iv 入浴施設のBGMや店内放送 v 排水・排気の音 vi 車のアイドリング音 vii 夜間工事の騒音 ③法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止		

仲裁事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和50年(仲)第1号	損害賠償仲裁申請事件	50. 12. 4	福岡県住民1人	日本国有鉄道	賠償請求(約5000万円)	51. 4. 26	棄却

裁定事件

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
昭和49年(セ)第1号 外1件	富山市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 7. 2 49. 10. 21	富山県住民 36人	建設会社等 4社	賠償請求 (約12億3000万円)	53. 7. 22	棄却
昭和49年(セ)第2号	大阪国際空港の航空機騒音による健康被害責任裁定申請事件	49. 8. 3	大阪府住民 3人	国(代表者 運輸大臣)	賠償請求 (約600万円)	49. 12. 3	取下げ
昭和49年(セ)第3号	東京都新宿区における地下鉄工事に伴う騒音、振動、地盤沈下による営業損害責任裁定申請事件	49. 8. 5	東京都住民 2人	東京都 建設会社	賠償請求 (約2600万円)	51. 11. 29	一部認容
昭和49年(セ)第4号	大阪市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 8. 12	大阪府住民 1人	建設会社外 1人	賠償請求 (約500万円)	49. 10. 5	取下げ
昭和49年(セ)第5号 ↓ 昭和51年(調)第16号	長野県中野市におけるカドミウム汚染による農作物被害責任裁定申請事件	49. 9. 20	長野県農民 445人	ガラス製造 会社	賠償請求 (約8000万円)	51. 5. 12	職権調停移行→ 調停成立
昭和50年(ゲ)第1号 ↓ 昭和51年(調)第23号	埼玉県北葛飾郡における大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	50. 6. 27	化学薬品製 造会社	埼玉県住民 50人	亜硫酸ガスと呼吸 器疾患等との因果 関係の有無	51. 6. 17	職権調停移行→ 調停成立
昭和50年(セ)第1号	東京都葛飾区における騒音、振動による建築物損傷等責任裁定申請事件	50. 12. 2	東京都住民 2人	鉄工所	賠償請求 (約600万円)	51. 1. 19	申請不受理
昭和51年(セ)第1号 ↓ 昭和52年(調)第33号	島根半島における廃油汚染による漁業被害責任裁定申請事件	51. 10. 1	島根県漁民 3,384人 漁協10組合	運輸会社	賠償請求 (約1億9000万円)	52. 10. 13 52. 12. 23	職権調停移行 調停成立
昭和52年(セ)第1号	東京都新宿区(片町)における地下鉄工事に伴う騒音、振動による賃料等損害責任裁定申請事件	52. 2. 25	観光会社 東京都住民 1人	東京都 建設会社	賠償請求 (約3500万円)	53. 2. 28	取下げ(和解成 立)
昭和54年(ゲ)第1号 ↓ 昭和56年(調)第4号	仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件	54. 2. 28	宮城県漁協 7組合	仙台市	下水処理場排水と 海苔芽脱落との因 果関係の有無	56. 2. 2 56. 3. 30	職権調停移行 調停成立
昭和55年(セ)第1号	佐伯湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	55. 11. 28	大分県真珠 養殖業者	建設会社 倉庫会社	賠償請求 (約3900万円)	58. 10. 17	取下げ
昭和57年(ゲ)第1号	壱岐における養殖真珠被害原因裁定申請事件	57. 6. 25	長崎県真珠 養殖業者	芦辺町	漁港修築事業と真 珠貝へい死との因 果関係の有無	元. 3. 6	一部認容

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和60年(セ)第1号	高知市における建築物損傷等責任裁定申請事件	60. 9. 2	高知県住民1人	大規模集会所の施工主 施工業者 設計管理者	賠償請求 (約100万円)	60.10. 7	申請不受理
昭和61年(セ)第1号 外1件 ↓ 昭和63年(調)第14号 外1件	森浦湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	61. 4. 12 62. 4. 7	漁業生産組合 真珠養殖業者2人	建設会社 年金福祉事業団 和歌山県 和歌山県土地開発公社	賠償請求 (約13億7000万円)	63. 7. 20 63. 7. 21	職権調停移行 調停成立
昭和62年(セ)第2号 外1件 ↓ 平成元年(調)第5号	道路騒音等被害責任裁定申請事件	62. 5. 28 63. 2. 4	東京都住民133人	国(代表者 建設大臣) 東京都 首都高速道路公団	賠償請求 (申請人1人につき50万円)等	元. 3. 22 元. 3. 23	職権調停移行 調停成立
昭和63年(ゲ)第1号	水俣病原因裁定申請事件	63. 7. 29	熊本県等住民245人	化学肥料等製造会社	工場廃水中のメチル水銀化合物と水俣病に罹患したこととの因果関係の有無	63. 9. 21	申請不受理
平成2年(セ)第1号 ↓ 平成3年(調)第12号	冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件	2. 9. 25	東京都住民1人	アパート所有者	賠償請求 (約300万円)	3.11. 5	職権調停移行→ 調停成立
平成2年(ゲ)第1号	商店街拡声器騒音被害原因裁定申請事件	2.12. 28	東京都住民1人	国(代表者 法務大臣) 全国商店街連合会 全国商店街振興組合連合会 日本商工会議所	商店街が設置した商業宣伝放送により発生した騒音公害と申請人が受けた肉体的、生命的、精神的苦痛との因果関係の有無	3. 1. 28	申請不受理
平成3年(ゲ)第1号	下水道管理設工事振動被害原因裁定申請事件	3. 9. 30	東京都住民3人	東京都	下水道管理設工事と健康障害及び家屋等の破損の因果関係の有無	3.11. 25	申請不受理
平成4年(セ)第1号 外13件 ↓ 平成10年(調)第1号	小田急線騒音被害等責任裁定申請事件	4. 5. 7 ～ 9.12. 8	東京都住民368人	鉄道会社	賠償請求 (申請人1人につき50万円)	10. 4. 6 10. 5. 23 10. 7. 24	職権調停移行 一部調停成立 一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成8年(セ)第1号 ↓ 平成11年(調)第2号	飯塚市廃棄物悪臭被害責任裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民5人	飯塚市	賠償請求 (申請人1人につき360万円)	11. 1. 29 11. 7. 13	職権調停移行 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に併合) 調停成立



事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成8年(ゲ) 第1号 ↓ 平成11年(調) 第1号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害原因裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民 4人	飯塚市	し尿処理場及びこれに隣接する下水道終末処理場から発生する悪臭と健康被害等との因果関係の有無	11. 1. 29  11. 7. 13	職権調停移行 (飯塚市廃棄物悪臭被害職権調停事件を併合) 調停成立
平成9年(ゲ) 第1号	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件	9. 5. 21	東京都等住民 18人	東京都	不燃ゴミ中継施設から排出される有害物質と健康被害との因果関係の有無	14. 6. 26	一部認容
平成10年(ゲ) 第1号	金属板印刷工場悪臭被害原因裁定申請事件	10. 4. 24	千葉県住民 3人	金属板印刷会社	工場から排出される悪臭と健康被害との因果関係の有無	10. 6. 22	申請不受理
平成11年(セ) 第1号	小豆島採石場粉じん被害等責任裁定申請事件	11. 5. 6	香川県住民 2人	香川県採石会社	賠償請求 (100万円)	11. 6. 21	申請不受理
平成11年(セ) 第2号	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 8. 30	三重県真珠養殖業者	三重県建設会社3社	賠償請求 (約3億円)	14. 2. 18	棄却
平成11年(セ) 第3号	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 12. 27	大分県真珠養殖業者	国(代表者運輸大臣)	賠償請求 (約6390万円)	15. 1. 31	一部認容
平成12年(セ) 第1号 ↓ 平成15年(調) 第4号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	12. 11. 8	鹿児島県住民 3人	鹿児島県建設会社3社	賠償請求 (1億5156万円)	15. 6. 17	職権調停移行→ 調停成立 一部取下げ
平成13年(セ) 第1号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	13. 1. 31	鹿児島県住民 3人	建設会社	賠償請求 (1億8156万円)	13. 2. 19	取下げ
平成13年(セ) 第2号	横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件	13. 12. 27	神奈川県住民 3人	横浜市	賠償請求 (5000万円)	15. 3. 31	棄却
平成14年(セ) 第1号 ↓ 平成16年(調) 第2号	深川市における低周波音被害責任裁定申請事件	14. 1. 18	北海道住民 2人	生活協同組合	賠償請求 (約1113万円)	16. 6. 30 16. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成14年(セ) 第2号 ↓ 平成14年(調) 第3号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	14. 3. 28	静岡県住民 1人	製菓会社	賠償請求 (約350万円)	14. 11. 26	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ) 第3号 ↓ 平成15年(調) 第2号	松戸市におけるマンション建設粉じん・悪臭等被害責任裁定申請事件	14. 9. 10	千葉県住民 3人	建設会社2社	賠償請求 (約2300万円)	15. 3. 17	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ) 第4号 ↓ 平成16年(調) 第1号	越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件	14. 9. 18	埼玉県住民 24人	越谷市印刷会社	賠償請求 (申請人1人につき200万円)	16. 4. 15 16. 4. 20	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成14年(ゲ)第1号	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	14. 10. 10	群馬県住民1人	スーパーマーケット食品会社	惣菜加工工場の周囲に設置した冷凍機等から発生する低周波音と健康被害との因果関係の有無	17. 12. 20	取下げ
平成15年(ゲ)第1号 ↓ 平成15年(調)第3号	大阪市におけるメッキ工場による土壤汚染財産被害原因裁定申請事件	15. 2. 6	国(代表者財務大臣)	メッキ会社	工場が排出していた有害物質と土壤汚染による財産被害との因果関係の有無	15. 5. 12 15. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成15年(ゲ)第2号 外1件	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	15. 4. 16 15. 5. 30	福岡県等漁民19人 漁業協同組合連合会	国(代表者農林水産大臣)	国営諫早湾土地改良事業と漁業被害との因果関係の有無	16. 9. 8 17. 8. 30	一部取下げ 棄却
平成15年(セ)第1号	埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壤汚染被害責任裁定申請事件	15. 7. 30	埼玉県住民1人	国(代表者国土交通大臣) 埼玉県伊奈町土地の売主不動産会社	賠償請求 (2704万円)	16. 1. 21	取下げ
平成15年(セ)第2号	香川県直島における廃棄物処理施設に関する責任裁定申請事件	15. 10. 21	岡山県住民1人	香川県	賠償請求 (3億円)等	15. 12. 8	申請不受理
平成15年(セ)第3号 ↓ 平成17年(調)第3号	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	15. 11. 6	東京都住民3人	東京都住民2人 神奈川県住民1人 スーパーマーケット	賠償請求 (申請人1人につき約219万円)	17. 11. 25	職権調停移行→ 調停成立
平成16年(ゲ)第1号	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	16. 1. 13	新潟県住民3人	新潟市	市道拡幅工事と家屋破損等の被害との因果関係の有無	17. 3. 7	取下げ
平成16年(ゲ)第2号	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	16. 2. 13	北海道住民4人	国(代表者国土交通大臣)	道路改修工事と家屋等破損の被害との因果関係の有無	17. 6. 30	棄却
平成16年(セ)第1号 ↓ 平成18年(調)第1号	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	16. 3. 18	愛知県住民2人	国(代表者国土交通大臣) 名古屋高速道路公社	賠償請求 (申請人1人につき約500万円)	18. 7. 18 19. 4. 6	職権調停移行 調停成立
平成16年(ゲ)第3号	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 16. 8. 4	(原告) 富山県漁民13人 栽培組合	(被告) 電力会社	(嘱託の趣旨) ダムの排砂と漁業被害との因果関係の有無	19. 3. 28	因果関係を一部認める
平成17年(ゲ)第1号	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 2. 14	茨城県住民3人	金属製品製造会社2社 茨城県	製造会社の事業活動等及び県の指導監督の不行使と健康被害との因果関係の有無	21. 8. 24	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成17年(セ)第1号 ↓ 平成17年(調)第2号	日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件	17. 3. 22	東京都住民1人	東京都住民3人	賠償請求 (3500万円)	17. 11. 2	職権調停移行→ 調停成立
平成17年(ゲ)第2号	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	17. 5. 19	ゴルフセンター 千葉県住民2人	千葉県	排水管理の不備と水田の損壊及び汚水による冠水被害との因果関係の有無	19. 3. 13	棄却
平成17年(セ)第2号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	17. 5. 31	静岡県住民1人	製菓会社	賠償請求 (約200万円)	18. 6. 14	取下げ
平成17年(ゲ)第3号	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6. 8	奈良県住民1人	ホームセンター	購入したパイン集成材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ)第4号	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6. 14	三重県住民2人	建設会社	補修工事に使用した部材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ)第5号	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	17. 7. 21	建設会社	神奈川県住民1人	マンション建設工事と家屋に生じた不具合との因果関係の有無	19. 10. 2	取下げ
平成17年(セ)第3号 ↓ 平成20年(調)第1号	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	17. 8. 16	鉄道会社	学校法人 川崎市	賠償請求 (約52億1639万円)	18. 7. 5 20. 5. 7	一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成18年(セ)第1号	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	18. 1. 11	東京都住民2人	建設会社	賠償請求 (約336万円)	19. 11. 19	一部認容
平成18年(セ)第2号 外1件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	18. 7. 24 20. 9. 29	茨城県等住民39人	国(代表者 内閣総理大臣) 茨城県	賠償請求 (申請人1人につき300万円)	24. 5. 11	一部認容
平成18年(セ)第3号 ↓ 平成22年(調)第1号	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	18. 8. 17	埼玉県住民2人	理・美容院 経営会社	賠償請求 (468万円)等	22. 1. 8 23. 9. 15	職権調停移行 調停成立
平成18年(ゲ)第1号	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	18. 9. 22	漁業協同組合 組合員85人	和歌山県	ダムが洪水時に放流する濁水と漁業被害との因果関係の有無	22. 6. 1	棄却
平成18年(セ)第4号	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	18. 10. 30	電子関連機器製造会社	石川県 羽咋市	賠償請求 (約9億5474万円 →約16億6140万円)	20. 11. 28	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成18年(セ)第5号	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	18. 11. 30	ビジネスホテル	鉄道会社	賠償請求 (1990万円)	20. 7. 22	棄却
平成19年(セ)第1号 外1件 ↓ 平成21年(調)第3号	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	19. 3. 19 19. 9. 12	熊本県住民 11人	製紙会社	賠償請求 (申請人1人につき300万円)	19. 9. 12 21. 4. 2 21. 5. 25	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成19年(セ)第3号	港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	19. 9. 25	絨毯販売会社	建設会社	賠償請求 (6784万円)	21. 3. 30	棄却
平成19年(セ)第4号	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	19. 10. 26	高知県住民 7人	国(代表者 国土交通大臣)	賠償請求 (6億8172万円)	22. 1. 19	棄却
平成20年(セ)第1号	さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	20. 2. 1	埼玉県住民 1人	不動産会社 借家所有者	賠償請求 (約310万円)	21. 3. 30	棄却
平成20年(セ)第2号	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	20. 3. 28	東京都住民 1人	国(代表者 環境大臣、 国土交通大臣)	賠償請求 (3600万円)	22. 3. 12	棄却
平成20年(セ)第3号	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	20. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (107万円)	22. 4. 2	棄却
平成20年(ゲ)第1号	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	20. 9. 12	福岡県住民 117人	産業廃棄物 処理業者 福岡県	廃棄物処分場排水及び県の不適切な指導監督と水質環境の悪化等の被害との因果関係の有無	24. 6. 15	棄却
平成20年(ゲ)第2号	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	20. 9. 30	東京都等住民 8人	東京都23区 東京二十三区清掃一部 事務組合	清掃工場から排出される大気汚染物質と生活環境の悪化及び健康被害等の発生との因果関係の有無	24. 6. 22	棄却
平成20年(セ)第5号 ↓ 平成21年(調)第1号	横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件	20. 10. 17	神奈川県住民 1人	不動産会 建設会社	賠償請求 (40万円)	21. 1. 21	職権調停移行→ 調停成立
平成20年(ゲ)第3号 ↓ 平成21年(調)第4号	札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件	20. 12. 24	建設会社	鉄道会社	列車による鉄粉の飛散と社屋と車両の錆が発生する等の被害との因果関係の有無	21. 7. 8 21. 9. 29	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成21年(セ)第1号	小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件	21. 3. 9	愛知県等住民60人	愛知県独立行政法人都市再生機構	賠償請求等	21. 4. 3 21.10.20	一部取下げ 取下げ
平成21年(ゲ)第1号	相模原市における振動被害原因裁定申請事件	21. 3.16	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	マッサージ機械等の振動と健康被害との因果関係の有無	21.10.26	棄却
平成21年(セ)第2号	高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	21. 3.19	群馬県住民2人	群馬県住民1人	賠償請求 (100万円)	21. 4.27	取下げ
平成21年(ゲ)第2号 外1件	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 5.27 21. 6.30	神奈川県住民2人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する低周波音・振動と健康被害との因果関係の有無	22. 8. 2	棄却
平成21年(セ)第3号 外1件 ↓ 平成22年(調)第2号	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	21. 6. 9	福岡県住民2人 ホテル	建設会社	賠償請求 (第3号：120万円、第4号：80万円)	22. 3.29 22. 4. 9	職権調停移行 調停成立
平成21年(ゲ)第3号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 6.17	仙台市	石油会社	被申請人が所有する隣接地の汚染と申請人が所有する土地の土壌汚染等との因果関係の有無	23. 4.18	認容
平成21年(ゲ)第4号	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 6.25	広島県住民1人	老人ホーム経営会社 建物所有者	被申請人らが経営又は所有する施設から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 8	棄却
平成21年(セ)第5号	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	21. 7. 2	神奈川県住民1人	マンション管理会社 建設会社	賠償請求 (25万円)	22. 4. 5	棄却
平成21年(セ)第6号	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	埼玉県住民1人	合成樹脂加工会社	賠償請求 (3265万円)	25.10.17	棄却
平成21年(ゲ)第6号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 8	茨城県住民1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 8. 5	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成21年(ゲ)第7号外1件	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 21 21. 11. 9	静岡県住民 12人	風力発電会社	被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 10. 7 23. 2. 8	一部取下げ 取下げ
平成21年(セ)第7号	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	21. 7. 22	兵庫県住民 2人	電力会社	賠償請求 (5000万円)	23. 4. 27	棄却
平成21年(ゲ)第8号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 8. 5	茨城県住民 1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 6. 7	棄却
平成21年(ゲ)第9号外1件	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 9. 18 21. 10. 8	熊本県住民 2人 法人	熊本県南関町	被申請人が施工した道路工事と申請人らが使用する井戸の水質汚濁との因果関係の有無	24. 4. 4	棄却
平成21年(ゲ)第11号	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 10. 30	神奈川県住民 1人	マンション管理会社 マンション管理組合	被申請人らが管理する受電設備から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 24	取下げ
平成21年(セ)第8号	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 11. 13	広島県住民 1人	自動車部品等製造会社	賠償請求 (800万円)	23. 3. 22	棄却
平成21年(ゲ)第13号	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 11. 16	神奈川県住民 1人	飲食店 国(代表者 国土交通大臣)	被申請人らが発生させる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 6. 25	棄却
平成21年(セ)第9号	新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 16	東京都住民 1人	東京都住民 1人	賠償請求 (82万円)	21. 12. 7	取下げ
平成21年(セ)第10号	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 20	埼玉県住民 2人	薬品等製造会社 不動産会社 工場土地所有者	賠償請求 (807万円)	23. 11. 28	棄却
平成21年(ゲ)第14号	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	21. 12. 10	群馬県住民 2人	群馬県住民 住宅の施工会社 給湯器製造会社	被申請人らが製造、設置、使用する給湯器から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 6. 10	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成21年(セ)第11号	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	東京都住民 1人	グラフィックデザイン業者	賠償請求 (261万円)	23. 6. 27	棄却
平成21年(セ)第12号	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	熊本県住民 2人	不動産所有者 不動産会社	賠償請求 (約3404万円)	23. 2. 7	棄却
平成22年(ゲ)第1号 ↓ 平成22年(調)第5号	大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	22. 4. 1	東京都住民 2人	プラスチック加工会社	プラスチック加工工場から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	22. 9. 30 22. 10. 6	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ)第1号	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	佐賀県住民 1人	国(代表者 農林水産大臣)	賠償請求 (3600万円)	24. 6. 13	棄却
平成22年(セ)第2号 外1件	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	22. 4. 28 22. 10. 25	福岡県住民 2人	福岡県 遠賀町 遠賀町農業委員会 遠賀中間地域広域行政事務組合 福岡県住民 4名	賠償請求 (第2号: 4300万円、第9号: 2470万円)	23. 5. 12	一部却下 一部棄却
平成22年(ゲ)第2号	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	22. 5. 17	漁業協同組合	島根県	トンネル工事により河川内にヒ素が流出したことと漁業被害との因果関係の有無	23. 5. 26	取下げ
平成22年(ゲ)第3号	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5. 27	文化財保存・管理法人	不動産会社 建設会社	マンション建設工事と申請人の所有・管理する建物の損害との因果関係の有無	24. 10. 12	取下げ
平成22年(セ)第3号	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	22. 6. 2	宮崎県住民 1人	宮崎県	賠償請求 (約920万円)	24. 3. 27	棄却
平成22年(セ)第4号 ↓ 平成24年(調)第2号	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6. 29	宮崎県住民 2人	国(代表者 国土交通大臣) 宮崎県	賠償請求 (約7702万円)	24. 2. 22 24. 4. 7	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ)第5号	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 2人	建物解体会社	賠償請求 (約262万円)	23. 12. 20	一部認容

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成22年(セ)第6号	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 1人	不動産会社	賠償請求 (1000万円)	23. 9. 26	棄却
平成22年(セ)第7号	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8. 20	東京都住民 2人	道路会社	賠償請求 (約1235万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ)第4号	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	東京都住民 1人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する騒音又は振動(低周波音及び低周波振動を含む)と健康被害との因果関係の有無	25. 4. 4	棄却
平成22年(セ)第8号	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22. 10. 7	東京都住民 1人	公衆浴場経営者	賠償請求 (約201万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ)第5号 ↓ 平成23年(調)第5号	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	22. 11. 8	埼玉県住民 1人	住宅施工会社	住宅工事と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 10. 18 23. 11. 21	職権調停移行 調停成立
平成22年(ゲ)第6号	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	22. 11. 12	東京都住民 1人	東京都	道路交通振動と申請人の家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	23. 4. 22	取下げ
平成22年(ゲ)第7号	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 12. 2	千葉県住民 1人	医療法人 同法人経営者	医療施設の厨房のボイラー及びエアコン室外機から発生する騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 8. 27	棄却
平成22年(セ)第10号	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22. 12. 6	千葉県住民 1人	建設会社	賠償請求 (180万円)	24. 9. 10	一部認容
平成22年(セ)第11号	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	22. 12. 27	静岡県住民 1人	金属加工会社 焼津市 静岡県	賠償請求 (300万円)等	24. 12. 5	棄却
平成23年(ゲ)第1号 ↓ 平成24年(調)第8号	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4	沖縄県住民 1人 エコツアー 企画運営会社	宮古島市	海中公園工事における水質汚濁とサンゴ礁等の被害との因果関係の有無	24. 12. 3 24. 12. 17	職権調停移行 調停成立
平成23年(セ)第1号	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2. 21	不動産会社	鉄道会社	賠償請求 (日額9000円等)	26. 1. 15	一部却下 一部棄却



事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成23年(ゲ)第2号 外2件	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	23. 3. 1 24. 1. 25 24. 12. 26	大阪府等住民73人	廃プラ処理会社 北河内4市 リサイクル施設組合	廃プラ処理施設から排出される有害化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26. 11. 19	棄却
平成23年(ゲ)第3号 ↓ 平成23年(調)第2号	中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件	23. 3. 2	東京都住民1人	レストラン運営会社	飲食店の来店客の喚声等と申請人の精神的被害との因果関係の有無	23. 9. 12 23. 9. 26	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ)第4号	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 3. 7	食品会社	畜産会社3社 畜産事業者	養豚場等から排出されるし尿と申請人所有の井戸水の汚染との因果関係の有無	27. 2. 10	一部認容
平成23年(セ)第2号	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 3. 10	兵庫県住民1人	不動産会社 建設会社	賠償請求 (約361万円)	24. 8. 7	棄却
平成23年(セ)第3号	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	23. 4. 21	大阪府住民8人	マンション分譲会社4社 建設会社	賠償請求 (2640万円)	24. 6. 11	棄却
平成23年(セ)第4号	羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 4. 22	埼玉県住民1人	土地・建物の売主	賠償請求 (約1018万円)	24. 1. 30	取下げ
平成23年(ゲ)第5号	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 6. 16	大阪府住民2人	不動産会社 賃貸住宅所有者	賃貸住宅に設置されたエアコン室外機12機から発生した騒音及び低周波と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26. 1. 28	一部認容
平成23年(セ)第5号	伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件	23. 6. 17	群馬県住民1人	伊勢崎市	賠償請求 (約162万円)	23. 9. 14	取下げ
平成23年(セ)第6号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	23. 6. 21	東京都住民1人	電力会社	賠償請求 (約13万円)等	24. 6. 22	一部却下 一部棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区分
平成23年(ゲ)第6号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	23. 6. 21	東京都住民1人	電力会社	原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染と申請人が受けた放射線被曝との因果関係の有無	24. 6. 22	棄却
平成23年(セ)第7号	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	23. 7. 14	東京都住民1人	土地信託会社	賠償請求 (100万円)	24. 4. 6	棄却
平成23年(セ)第8号	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	23. 7. 22	埼玉県住民1人	埼玉県建設会社3社	賠償請求 (2160万円)	24. 11. 1	棄却
平成23年(セ)第9号	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7. 22	愛知県住民4人	名古屋市名古屋高速道路公社鉄道会社3社	賠償請求 (2000万円)	25. 11. 5	一部認容
平成23年(ゲ)第7号	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 23. 9. 7	(原告) 埼玉県住民1人	(被告) 埼玉県住民2人	(囑託の趣旨) 原告所有地の境界線付近に設置した井戸からの地下水の汲み上げと、原告所有地の地盤沈下等との因果関係の有無	26. 9. 29	因果関係を認めない
平成23年(ゲ)第8号	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 9. 20	静岡県住民2人	医療施設運営会社 医療法人	病院等施設の空調室外機等から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	25. 3. 11	棄却
平成23年(セ)第10号 ↓ 平成27年(調)第2号	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9. 29	神奈川県住民1人	スーパーマーケット経営会社	賠償請求 (約433万円)	27. 2. 10 27. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ)第9号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23. 11. 29	鹿児島県住民13人	土地開発会社	飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことと漁業被害の因果関係の有無	28. 10. 25	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成23年(セ)第11号	栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 11. 30	栃木県住民 1人	不動産会社	賠償請求 (約3758万円)	24. 10. 22	却下
平成23年(セ)第12号外1件 ↓ 平成26年(調)第2号	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23. 12. 8	岐阜県住民 1人	岐阜県 食品会社4社 惣菜製造事業協同組合	賠償請求 (約3782万円)	26. 6. 5  26. 7. 3	職権調停移行 (26.6.5被申請人食品会社4社等に係る手続を分離) 調停成立 取下げ
平成23年(ゲ)第10号	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23. 12. 20	川海苔製造販売会社2社	独立行政法人水資源機構	ダム建設事業によって行った工事及びその後の管理により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質の悪化をもたらしたこと等と川海苔製造被害との因果関係の有無	26. 3. 13	取下げ
平成23年(セ)第13号	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	山梨県住民 1人	清涼飲料水製造会社	賠償請求 (約22万円)	25. 5. 28	棄却
平成23年(ゲ)第11号	沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	23. 12. 27	静岡県住民 1人	建設会社	切削・打撃音、加工部材の積み込み等による騒音・振動と申請人の精神的損害との因果関係の有無	24. 7. 31	取下げ
平成24年(ゲ)第1号	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1. 23	島根県住民 1人	建設会社	隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧と申請人所有の建物の破損等との因果関係の有無	26. 7. 29	棄却
平成24年(セ)第1号	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	ガソリンスタンド 愛知県住民 1人	産業廃棄物処理業者	賠償請求 (約1780万円)	25. 5. 28	棄却
平成24年(セ)第2号 ↓ 平成24年(調)第5号	大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	24. 2. 15	東京都住民 1人	不動産会社	賠償請求 (10万円)	24. 4. 26 24. 5. 18	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(ゲ)第3号 外3件	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7 25. 3. 11 25. 4. 3 25. 6. 4	千葉県住民 25人	産業廃棄物処理業者	施設の操業に伴って排出された化学物質と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無	27. 8. 28	棄却
平成24年(ゲ)第4号 ↓ 平成24年(調)第7号	神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	24. 3. 8	茨城県住民 1人	建物解体会社	ビル解体工事と申請人住居の損害との因果関係の有無	24. 11. 28 24. 12. 19	職権調停移行 調停成立
平成24年(ゲ)第5号	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	24. 4. 4	東京都住民 1人	医療法人	病院の空調室外機から発生する騒音等と申請人に生じている騒音被害との因果関係の有無	26. 1. 28	棄却
平成24年(セ)第3号 外1件 ↓ 平成25年(調)第8号	江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	24. 4. 20 24. 7. 6	東京都住民 5人	不動産会社	賠償請求 (492万円)	25. 8. 27 25. 9. 2	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ)第4号	岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	24. 6. 15	山口県住民 1人	岩国市	賠償請求 (約6740万円)	26. 6. 5	棄却
平成24年(ゲ)第6号 ↓ 平成25年(調)第3号	京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	24. 6. 19	京都府住民 2人	体育施設運営法人	体育施設の機械・音楽騒音及びコーチ・会員が発生させる騒音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	24. 7. 24 25. 6. 6 25. 6. 13	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成24年(セ)第6号 ↓ 平成25年(調)第11号	品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	24. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (約880万円)	25. 12. 20 26. 1. 6	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ)第7号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 8. 31	機械製造会社	鉄道会社	賠償請求 (1億円→ 8960万円)	24. 9. 10 25. 3. 11	一部取下げ 棄却
平成24年(セ)第8号	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 9. 20	福岡県住民 1人	福津市 地方共同法人 日本下水道事業団	賠償請求 (1140万円)	25. 12. 3	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(ゲ)第7号	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 25	千葉県住民3人	千葉県	千葉県企業庁の実施した埋立て後の後養生不備と申請人ら住宅の損害との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成24年(ゲ)第8号	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 26	栃木県住民2人	栃木県住民1人(クリーニング店経営)	申請人所有地に隣接した洗濯工場の井戸からの地下水の汲み上げと申請人が所有する土地の地盤沈下との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成25年(セ)第1号外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民17人	金属加工会社	賠償請求(約5992万円)	28. 7. 15	取下げ
平成25年(ゲ)第1号外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民17人	金属加工会社	工場から排出されるガスと申請人らの家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	28. 7. 5	一部認容
平成25年(セ)第2号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 1. 22	東京都住民1人	東京都住民1人(歯科医院経営)	賠償請求(70万円)	25. 3. 22	取下げ
平成25年(セ)第3号	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	兵庫県法人	尼崎市建設会社コンサルティング会社	賠償請求(233万円)	27. 2. 17	取下げ
平成25年(セ)第4号	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 4	新潟県住民1人	新潟県建設会社2社 燕市	賠償請求(約1億2633万円)	27. 2. 10	棄却
平成25年(ゲ)第2号外1件	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	25. 2. 14 25. 12. 25	静岡県住民6人	静岡市	廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した廃油、廃塗料による地下水の汚染を被申請人が放置したことと申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加との因果関係の有無	27. 10. 27	棄却
平成25年(ゲ)第3号	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 2. 19	(原告) 石川県住民3人	(被告) 撚糸工場操業者(補助参加) 機械製造会社	(囑託の趣旨) 被告の工場の機械から発生した低周波音と原告らに生じた心身の障害との因果関係の有無	26. 6. 13	因果関係を認めない

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成25年(セ)第5号	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 21	神奈川県住民1人	秦野市	賠償請求 (500万円)	27. 3. 5	棄却
平成25年(ゲ)第4号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2. 22	石油会社	申請人給油所跡地近傍地の所有者3人	申請人が行っていた給油所の事業活動・解体工事と被申請人ら土地の土壌汚染等との因果関係は存しない	28. 8. 19	棄却
平成25年(セ)第6号 ↓ 平成25年(調)第7号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 3. 22	東京都住民1人	医療法人	賠償請求 (70万円)	25. 8. 7 25. 8. 22	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第7号	海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	25. 3. 25	神奈川県住民1人	建設会社	賠償請求 (2176万円→ 約1092万円)	26. 11. 28	棄却
平成25年(セ)第8号	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 4. 11	神奈川県住民2人	電子部品製造会社2社	賠償請求 (約8829万円)	30. 3. 27	棄却
平成25年(セ)第9号	裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 4. 12	静岡県住民1人	遊園地等運営会社	賠償請求 (日額5000円)	26. 2. 4	一部却下 一部棄却
平成25年(セ)第10号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 4. 26	機械製造会社	建設会社4社	賠償請求 (8970万円)	26. 3. 11	棄却
平成25年(セ)第11号 ↓ 平成28年(調)第4号	浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 5. 2	千葉県住民3人	マンション建築主2人 建築設計会社 建設会社	賠償請求 (約1481万円)	28. 2. 23 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第12号	沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	25. 5. 30	静岡県住民1人	建築工事会社	賠償請求 (5040万円)	27. 3. 4	一部認容
平成25年(セ)第13号	練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	25. 6. 14	東京都住民2人	東京都住民1人	賠償請求 (1200万円→ 800万円)	26. 1. 16	棄却
平成25年(ゲ)第11号	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 7. 2	(原告) アスファルト等加工会社	(被告) 石油会社2社	(囑託の趣旨) 被告らの送油ポンプ又は油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無	28. 4. 19	因果関係を認める
平成25年(ゲ)第12号 ↓ 平成28年(調)第9号	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	25. 7. 17	陸運会社	鑄鉄等加工会社	申請人の被害と、被申請人からの鉄粉の飛散との因果関係の有無	28. 7. 25	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成25年(セ)第17号	千葉県における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 18	千葉県住民1人	鉄道会社	賠償請求 (461万円)	27. 5. 29	棄却
平成25年(セ)第18号 ↓ 平成27年(調)第3号	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	25. 7. 25	賃貸用建物家主4人	飲食店経営者等5人	賠償請求 (2370万円)	27. 5. 12 27. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第19号 外1件	土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 26 25. 11. 28	岐阜県住民3人	岐阜県住民1人(製陶業)	賠償請求 (第19号:約378万円、第25号:約279万円)	26. 9. 25	棄却
平成25年(セ)第20号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 8. 13	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約2669万円)	25. 9. 20	取下げ
平成25年(セ)第21号	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 9. 13	神奈川県住民2人	ドッグスクール経営会社	賠償請求 (約1082万円)	28. 6. 28	一部認容
平成25年(セ)第22号外1件 ↓ 平成26年(調)第3号	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 10. 18 26. 7. 9	東京都住民9人	建設会社	賠償請求 (約312万円)	26. 11. 6 26. 11. 7 26. 11. 28	参加申立取下げ 職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第23号 ↓ 平成28年(調)第2号	台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 21	宗教法人	建設会社 鉄道会社	賠償請求 (約1113万円)	28. 2. 9 28. 2. 25	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第24号	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 28	不動産会社	建設会社 不動産会社	賠償請求 (7140万円)	27. 12. 16	棄却
平成25年(ゲ)第13号	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	25. 11. 7	滋賀県住民1人	国(代表者 国土交通大臣)	申請人宅の土地の地盤沈下等と、散水融雪設備の稼働との因果関係の有無	27. 5. 14	取下げ
平成25年(セ)第26号 ↓ 平成30年(調)第5号	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	千葉県住民14人	食品会社	賠償請求 (1億6000万円)	30. 4. 18 30. 12. 11 31. 1. 18	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第1号	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	26. 1. 7	高知県等住民3人	国(代表者 国土交通大臣) 建設会社	賠償請求 (6000万円)	28. 1. 18	棄却
平成26年(セ)第2号	静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	26. 1. 14	静岡県住民1人	函南町	賠償請求 (10万円)	27. 3. 27	棄却
平成26年(セ)第3号	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	26. 2. 6	神奈川県住民2人	金属加工会社	賠償請求 (約450万円)	27. 5. 29	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成26年(セ)第4号	静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件	26. 3. 26	静岡県住民1人	静岡県	賠償請求 (100万円)	26. 12. 3	取下げ
平成26年(ゲ)第1号	長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	26. 5. 9	長野県住民1人	建設会社	建物解体工事と申請人宅及び同土地上の土留壁・ブロック塀の損傷との因果関係の有無	26. 8. 26 28. 9. 13	手続中止 却下
平成26年(セ)第5号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 5. 12	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約1453万円)	26. 6. 19	取下げ
平成26年(ゲ)第2号	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	26. 7. 4	神奈川県住民2人	神奈川県住民1人	給湯機から発生する騒音及び低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 6. 27	棄却
平成26年(セ)第7号 ↓ 平成27年(調)第5号	沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 8. 26	静岡県住民1人	自動車修理加工会社	賠償請求 (約250万円)	27. 10. 13 27. 11. 2	職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第8号 ↓ 平成28年(調)第3号	水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 5	医薬品販売会社 茨城県住民1人	建設会社	賠償請求 (約724万円)	28. 2. 23 28. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第9号	横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 11	神奈川県住民1人	建設会社	賠償請求 (約356万円)	28. 6. 21	棄却
平成26年(セ)第10号	多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件	26. 9. 19	東京都住民1人	東京都住民1人	賠償請求 (100万円)	27. 1. 16	取下げ
平成26年(セ)第11号	田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件	26. 9. 26	愛知県住民1人	発電事業会社	賠償請求 (500万円)	26. 12. 15 27. 6. 4	手続中止 取下げ
平成26年(ゲ)第3号	稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件	26. 10. 23	東京都住民1人	レジャー施設会社	温泉施設の設備から発生・拡散した低周波音・騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	27. 7. 3	取下げ
平成26年(セ)第12号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 10. 28	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約3204万円)	26. 11. 25	申請不受理
平成26年(セ)第13号 ↓ 平成28年(調)第1号	行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件	26. 11. 4	茨城県住民1人	自動車部品製造会社	賠償請求 (1000万円)	28. 1. 12 28. 1. 18	職権調停移行 調停成立



事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成26年(ゲ) 第4号	江東区における建設工 事からの土壌汚染によ る健康被害原因裁定申 請事件	26. 11. 6	東京都住民 15人	運送会社 建設会社	建築工事において 土地を掘削した際 に発生・拡散させ た何らかの化学物 質と申請人らの健 康被害との因果関 係の有無	29. 3. 28	一部認容
平成26年(ゲ) 第5号	南城市における道路工 事からの騒音・振動に よる財産被害原因裁定 申請事件	26. 11. 7	沖縄県住民 1人	国(代表者 国土交通大 臣) 建設会社	工事現場から発せ られた騒音・振動 と申請人の養鶏場 で発生した鶏の健 康被害、異常行動 との因果関係の有 無	28. 3. 29	棄却
平成26年(セ) 第14号	鹿児島県馬毛島にお ける開発工事による 漁業被害責任裁定申 請事件	26. 11. 27	鹿児島県在 住10人	土地開発会 社	賠償請求 (1000万円)	28. 10. 25	棄却
平成27年(セ) 第1号 ↓ 平成27年(調) 第4号	戸田市における工場 からの大気汚染・悪 臭による財産被害等 責任裁定申請事件	27. 1. 6	運送会社 東京都住民 1人	金属加工会 社	賠償請求 (約545万円)	27. 6. 23 27. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ) 第1号	神奈川県清川村にお ける道路工事に伴う地盤 沈下等による財産被害 原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 27. 1. 13	(原告) 神奈川県住 民2人	(被告) 清川村(代 表者村長) 建設会社	(嘱託の趣旨) 被告建設会社が被 告村から請け負っ て実施した村道改 修工事の一部と原 告所有建物に生じ た被害との因果関 係の有無	28. 1. 26	因果関係を認めな い
平成27年(ゲ) 第2号	郡山市における室外機 からの低周波音による 健康被害等原因裁定申 請事件	27. 4. 13	福島県住民 1人	コンビニエ ンストア 経営会社	店舗に設置されて いる空調用室外機 及び冷凍用室外機 から生じる低周波 音と申請人の健康 被害との因果関係 の有無	28. 11. 22	棄却
平成27年(セ) 第2号	横浜市における鉄道騒 音による財産被害責任 裁定申請事件	27. 5. 28	不動産賃貸 管理会社	鉄道事業会 社	賠償請求 (約130万円)等	27. 12. 21	一部却下 一部棄却
平成27年(ゲ) 第3号 外1件 (第6号)	春日部市における悪臭 による健康被害原因裁 定申請事件	27. 7. 7 27. 11. 5	埼玉県住民 1人	埼玉県住民 2人	クリーニング店の ボイラー・作業場 から発生・拡散さ せた化学物質と申 請人の健康被害と の因果関係の有無	27. 12. 9 28. 3. 25	一部取下げ (第3号) 棄却 (第6号)
平成27年(セ) 第3号	新宿区における解体工 事による騒音・振動被 害責任裁定申請事件	27. 8. 10	東京都住民 2人	不動産会社 建設会社	賠償請求 (1365万円)	28. 6. 21	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成27年(ゲ)第4号	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	27. 8. 20	東京都住民1人	飲食店経営会社	飲食店から強制排気・拡散させた油、油煙及び油の微粒子と申請人宅及び空気の汚れ等被害との因果関係の有無	28. 7. 22	棄却
平成27年(セ)第4号 ↓ 平成28年(調)第5号	荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	27. 9. 8	東京都住民2人	建設会社	賠償請求 (約316万円)	28. 2. 26 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ)第5号 ↓ 平成28年(調)第12号	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	27. 10. 9	マンション管理組合	建設会社	建設工事における基礎杭頭処理と既存杭破砕のための削岩機による破砕工事と地盤陥没被害との因果関係の有無	28. 12. 27	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ)第5号	船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	27. 10. 20	千葉県住民1人	千葉県住民3人	賠償請求 (約3億277万円)	27. 12. 9	申請不受理
平成27年(セ)第6号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件	27. 10. 30	金属加工会社 東京都住民3人	素材加工会社 建設会社 建物解体会社	賠償請求等	27. 11. 30	取下げ
平成27年(セ)第7号	宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件	27. 11. 4	兵庫県住民2人	研究施設を運営する公益財団法人学校法人	賠償請求 (2500万円)	28. 4. 13	取下げ
平成27年(セ)第8号 外1件 ↓ 平成29年(調)第3号	台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	27. 12. 9 29. 1. 12	東京都住民2人	東京都住民2人 卸売業者	賠償請求 (27年第8号： 484万円、29年第1号：484万円)	29. 9. 19 29. 9. 22	職権調停移行 調停成立
平成27年(セ)第9号 ↓ 平成28年(調)第7号	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	27. 12. 21	東京都住民2人	食品加工販売会社 東京都住民1人	賠償請求 (約179万円)	28. 6. 15	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ)第10号	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	27. 12. 25	愛知県住民1人	船舶等製造会社	賠償請求 (約64万円)	30. 8. 29	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成28年(セ) 第1号 外1件	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 2. 16  29. 1. 16	千葉県住民 4人	コンビニエンスストアのフランチャイザー 千葉県住民 1人 ドラッグストア経営法人	賠償請求 (28年第1号: 約1760万円等→ 約1818万円等、 29年第2号: 1320万円等)	元. 9. 25	棄却
平成28年(ゲ) 第1号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	28. 5. 24	金属加工会社 東京都住民 1人	建設会社 建物解体会社	マンション解体及び建築工事と申請人所有の土地及び建物に生じた不同沈下との因果関係の有無	31. 3. 27	一部認容
平成28年(ゲ) 第2号	小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件	28. 7. 1	長野県住民 1人	鍛工品製造等会社	鍛造機械稼働による振動と申請人宅の沈降及び家屋内の歪み発生等との因果関係の有無	28. 10. 25 29. 5. 16	手続中止 取下げ
平成28年(セ) 第2号	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	和歌山県住民 4人	電力会社	賠償請求 (2986万円)	30. 5. 28	棄却
平成28年(ゲ) 第3号 ↓ 平成29年(調) 第2号	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害原因裁定申請事件	28. 8. 25	神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	被申請人宅の太陽光発電機能付ヒートポンプ給湯器から発せられる振動・騒音(低周波音)と申請人の健康被害との因果関係の有無	29. 3. 28	職権調停移行→ 調停成立
平成28年(セ) 第3号	台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件	28. 10. 3	東京都住民 1人	飲食店経営会社	賠償請求 (約114万円)	29. 6. 23	取下げ
平成28年(ゲ) 第4号	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 9	千葉県住民 3人	千葉県住民 2人	被申請人宅の家庭用ヒートポンプ給湯器、24時間換気システム及び空調室外機から発せられる騒音・振動と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 12. 5	棄却
平成28年(ゲ) 第5号 外1件 ↓ 平成30年(調) 第1号	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 16 29. 2. 8	神奈川県住民 1人 神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	被申請人経営の運動施設から発せられる騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	30. 1. 19	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成28年(ゲ) 第6号	飯能市における浄化槽 からの土壌汚染被害原 因裁定申請事件	28.12.26	埼玉県住民 1人	社会福祉法 人	被申請人事業所の 浄化槽からの排水 と申請人所有の畑 の土壌が汚染、変 質したこととの因 果関係の有無	29. 1.25	取下げ
平成28年(セ) 第4号 外1件	埼玉県杉戸町における 騒音・悪臭等による健 康被害責任裁定申請事 件	28.12.27 29. 6. 8	埼玉県住民 1人 埼玉県住民 2人	運送会社	賠償請求 (28年第4号： 約402万円、 29年第6号： 約5005万円)	30.10. 9	棄却
平成29年(セ) 第3号	高知市における工場か らの悪臭・騒音等によ る健康被害等責任裁定 申請事件	29. 2. 6	高知県住民 1人	食品缶瓶詰 製造会社	賠償請求 (2200万円)	30. 8.29	棄却
平成29年(ゲ) 第1号	高知市における工場か らの悪臭・騒音等によ る健康被害等原因裁定 申請事件	29. 2. 6	高知県住民 1人	食品缶瓶詰 製造会社	被申請人工場から の悪臭及び騒音等 と申請人の健康被 害との因果関係の 有無等	30. 8.29	一部却下 一部認容 一部棄却
平成29年(ゲ) 第3号	千葉市における室外機 等からの騒音・低周波 音による健康被害原因 裁定申請事件	29. 3. 9	千葉県住民 2人	不動産会社 千葉県住民 1人	被申請人宅の室外 機等から発せられ る騒音・低周波音 と申請人らの健康 被害との因果関係 の有無	2. 7.14	取下げ
平成29年(セ) 第4号 ↓ 平成29年(調) 第4号	川崎市における幼稚園 からの騒音被害責任裁 定申請事件	29. 3.13	神奈川県住 民2人	学校法人	賠償請求 (451万円等)	29.12. 8	職権調停移行→ 調停成立
平成29年(セ) 第5号 ↓ 平成30年(調) 第2号	大田区における騒音・ 低周波音による健康被 害責任裁定申請事件	29. 5.19	東京都住民 2人	東京都住民 2人	賠償請求 (360万円)	30. 2.27 30. 3.15	職権調停移行 調停成立
平成29年(セ) 第7号 ↓ 令和元年(調) 第1号	成田市における建設工 事からの振動による財 産被害等責任裁定申請 事件	29. 6.20	千葉県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約328万円)	元. 8. 9 元. 9. 6	職権調停移行 調停成立
平成29年(ゲ) 第4号	富士宮市における改良 樹による地盤沈下被害 原因裁定申請事件	29. 7. 4	静岡県住民 1人	静岡県住民 1人	被申請人が設置し た改良樹と申請人 宅敷地の地盤沈下 との因果関係の有 無	30. 9.18	棄却
平成29年(ゲ) 第5号	栗東市における林道工 事に伴う水質汚濁によ る財産被害原因裁定申 請事件	29.10.31	養鯉場操業 会社	栗東市	錦鯉の大量死と被 申請人が実施した 林道工事との因果 関係の有無	2. 1.28	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成29年(ゲ) 第6号	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 29.12.4	(原告) 和歌山県住 民1人	(被告) 由良町	(囑託の趣旨) 原告所有の建物の傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との因果関係の有無	31.2.26	因果関係を認めない
平成29年(セ) 第8号	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	29.12.11	兵庫県住 民1人	兵庫県	賠償請求 (7447万円)	2.1.14	棄却
平成29年(セ) 第9号	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29.12.12	大阪府住 民1人	精密機器製 造販売会社	賠償請求 (1400万円→ 約1058万円)	2.2.18	棄却
平成29年(セ) 第10号	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	29.12.28	東京都住 民1人	不動産管理 会社 東京都住 民1人	賠償請求 (3300万円)	元.8.27	棄却
平成30年(ゲ) 第1号	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 30.2.22	(原告) 福岡県住 民1人	(被告) 鉄道会社	(囑託の趣旨) マンションの西側に設置した屋外機の稼働音と原告に生じた健康被害との因果関係の有無	元.12.17	因果関係を認めない
平成30年(ゲ) 第2号	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 30.3.1	(原告) 東京都住 民93人	(被告) 建設会社	(囑託の趣旨) 原告らの各所有建物の屋根等に生じた損傷被害と被告が階段改修工事をした際にさびや鉄粉を飛散させたこととの因果関係の有無	2.2.25	(訴えの取下げ等による原告数の変更あり) 因果関係を認めない
平成30年(セ) 第1号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30.3.30	広島県住 民2人	自動車解体 業者	賠償請求 (約209万円)	3.2.15	取下げ
平成30年(ゲ) 第3号	横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件	30.4.10	神奈川県住 民1人	神奈川県住 民1人	申請人に生じている頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害と、被申請人宅に設置されているコンセントの先の入った接続箱からの漏電及び漏電と同時に発生する空気振動との因果関係の有無	30.5.28	申請不受理

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成30年(ゲ) 第4号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 5. 14	東京都住民 1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 7. 10	申請不受理
平成30年(ゲ) 第5号	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	30. 5. 17	佐賀県住民 6人	農業協同組合	堆肥製造施設からの浮遊物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	3. 3. 18	棄却
平成30年(セ) 第2号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	30. 5. 30	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	賠償請求 (2000万円)	3. 3. 15	一部却下 一部棄却
平成30年(ゲ) 第6号	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 6. 13	大阪府住民 3人	大阪府住民 1人(印刷 工房経営 者)	印刷工房からの化学物質発生・拡散と申請人らの健康被害との因果関係の有無	元. 11. 19	棄却
平成30年(ゲ) 第7号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	30. 6. 26	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	被申請人が投棄した廃棄物と申請人土地のダイオキシン類の検出との因果関係の有無	3. 3. 15	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ) 第8号	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 8. 16	三重県住民 1人	歯科医院	歯科医院から排出されたガスと申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 7. 9	棄却
平成30年(セ) 第3号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約1303万円)	4. 1. 13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ) 第9号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	申請人の住宅等被害と被申請人の建築工事との因果関係の有無	4. 1. 13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ) 第10号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 8. 20	東京都住民 1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 10. 9	申請不受理
平成30年(セ) 第4号	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 28	東京都住民 2人	国分寺市	賠償請求 (385万円)	2. 9. 14	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成30年(セ)第5号 外1件	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.1 2.4.3	熊本県住民 2人 熊本県住民 2人	熊本県住民 1人(飲食店経営者)	賠償請求 (30年第5号:約5402万円、2年第4号:約338万円)		
平成30年(セ)第6号 ↓ 令和3年(調)第1号	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.2	千葉県住民 1人	製氷工場経営会社	賠償請求 (550万円等)	3.1.26 3.2.18	職権調停移行 調停成立
平成30年(セ)第7号	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	30.11.5	愛知県住民 1人	春日井市	賠償請求 (約223万円)	元.9.24	棄却
平成30年(セ)第8号	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.20	東京都住民 1人	建築会社	賠償請求 (約92万円)	元.7.10	取下げ
平成31年(セ)第1号	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31.1.21	東京都住民 1人	ホテル経営会社	賠償請求 (550万円等)		
平成31年(セ)第2号 ↓ 令和2年(調)第1号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31.2.14	熊本県住民 1人	熊本県住民 1人	賠償請求 (297万円)	2.8.25 2.9.1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ)第1号 ↓ 令和2年(調)第1号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	31.2.14	熊本県住民 1人	熊本県住民 1人	農業施設からの騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	2.8.25 2.9.1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ)第2号	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31.2.22	東京都住民 1人	飲食店経営会社	飲食店からの低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	元.5.7	取下げ
平成31年(セ)第3号	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31.3.8	熊本県住民 1人	食肉販売店経営会社	賠償請求 (20万円→約26万円)	2.10.27	棄却
平成31年(セ)第4号	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31.3.11	東京都住民 1人	商業ビルを所有する会社	賠償請求 (550万円等)		
平成31年(ゲ)第3号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	31.3.29	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場経営者)	和菓子製造工場からの聞こえにくい周波数による騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3.12.21	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成31年(セ) 第5号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民 1人	畜産会社	賠償請求 (100万円)		
平成31年(ゲ) 第4号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民 1人	畜産会社	水路に排出された牛の尿による悪臭と申請人の健康被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ) 第5号	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	31. 4. 5	福岡県住民 5人	一部事務組合 水道事業者 建設会社	被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ) 第6号	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 4. 17	東京都住民 1人	学校法人	高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3. 9. 15	取下げ
令和元年(セ) 第1号	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	元. 5. 8	和歌山県住民 1人	バス会社	賠償請求 (約2083万円)	2. 11. 4	取下げ
令和元年(セ) 第2号 ↓ 令和2年(調) 第3号	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	元. 5. 21	千葉県住民 2人	千葉県住民 1人	賠償請求 (約795万円)	2. 12. 15	職権調停移行→ 調停成立
令和元年(ゲ) 第1号	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	元. 6. 3	埼玉県住民 1人	金属精錬会社	工場からの亜硫酸ガス等の発生・拡散と申請人所有の桶川市指定天然記念物椎樫(椎樫から、シラカシ、ユズ等へ訂正)等の枯れ等の財産被害との因果関係の有無		
令和元年(セ) 第3号 外1件	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	元. 6. 3  2. 9. 7	宗教法人 茨城県住民 12人 茨城県住民 9人	土木関係会社 茨城県住民 2人 砂利運搬業 会社 稲敷市	賠償請求 (元年第3号: 2600万円等、2年 第7号:450万円 等)	2. 7. 28 3. 11. 11	一部取下げ 一部取下げ
令和元年(セ) 第4号 ↓ 令和2年(調) 第2号	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	元. 8. 16	東京都住民 17人	不動産会社 建築会社	賠償請求 (約3644万円)	2. 8. 26 2. 11. 9	職権調停移行 調停成立



事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
令和元年(ゲ)第2号	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付)元. 9. 9	(原告)茨城県住民3人	(被告)茨城県住民1人 建設会社	(囑託の趣旨)被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係の有無		
令和元年(セ)第5号 第3号	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	元. 9. 19 2. 2. 26 2. 3. 12 2. 11. 17	クリーニング業者 東京都住民1人 東京都住民1人 東京都住民1人	食品製造会社	賠償請求 (元年第5号:約1130万円(→約1009万円)、2年第1号:約206万円(→約241万円)、2年第2号:約236万円(→約283万円)、2年第9号:約310万円(→約271万円))		
令和元年(ゲ)第3号	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	元. 10. 24	神奈川県住民3人	建築工事会社	申請人ら宅の改装工事の際に化学物質を発生、放散させたことと申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症等の健康被害との因果関係の有無	2. 8. 19	却下
令和元年(ゲ)第4号 ↓ 令和3年(調)第4号	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	元. 11. 18	熊本県住民2人 福岡県住民1人	熊本県住民2人	被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動と申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害との因果関係の有無	3. 11. 9 3. 12. 2	職権調停移行 調停成立
令和元年(セ)第6号	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	元. 12. 17	東京都住民1人	東京都住民1人	賠償請求 (約336万円)		
令和元年(セ)第7号	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	元. 12. 20	茨城県住民1人	運送会社	賠償請求 (約466万円)	2. 9. 7	取下げ

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和2年(ゲ) 第1号 外1件	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2. 3. 12  3. 4. 2	滋賀県住民 1人	スーパーマーケット経営会社 日用品等販売会社 日用品等販売店のフランチャイジー	被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係の有無		
令和2年(セ) 第3号	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	2. 3. 24	兵庫県住民 2人	鉄道会社	賠償請求 (700万円等)	4. 2. 15	棄却
令和2年(セ) 第5号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	2. 5. 21	長崎県住民 1人	長崎県住民 1人(製麺工場経営者)	賠償請求 (150万円)		
令和2年(ゲ) 第2号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	2. 5. 21	長崎県住民 1人	長崎県住民 1人(製麺工場経営者)	被申請人が経営する製麺工場から騒音を発生・拡散させたことと申請人に生じた苛立ちの健康被害との因果関係の有無		
令和2年(セ) 第6号 ↓ 令和3年(調) 第2号	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 7. 31	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人	賠償請求 (約311万円)	3. 10. 5 3. 10. 22	職権調停移行 調停成立
令和2年(セ) 第8号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 9. 23	静岡県住民 4人	写真スタジオ会社	賠償請求 (3000万円)		
令和2年(ゲ) 第3号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	2. 9. 23	静岡県住民 4人	写真スタジオ会社	被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音と申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害(PTSD)による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられていることとの因果関係の有無		

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(ゲ) 第1号	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	3. 1. 6	福岡県住民 2人	菓子製造会社	被申請人が経営する菓子製造工場等から騒音を発生させたことと申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第1号	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	3. 1. 19	新潟県住民 1人	金属加工会社	賠償請求 (3808万円)		
令和3年(セ) 第2号	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 2. 22	愛知県住民 3人	自動車部品 塗装会社	賠償請求 (約2516万円)		
令和3年(セ) 第3号	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	3. 3. 17	熊本県住民 1人	マンション 管理組合 熊本県住民 2人	賠償請求 (約1373万円)		
令和3年(ゲ) 第2号	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	3. 3. 17	熊本県住民 1人	マンション 管理組合 熊本県住民 2人	被申請人が管理するマンションから騒音等を発生させたことと申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第3号	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	3. 3. 29	神奈川県住民14人 宗教法人	学校法人	被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為等と申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害及び低層住宅地における生活環境の悪化による被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第5号 外1件	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	3. 4. 26 4. 2. 21	兵庫県住民 1人 兵庫県住民 3人 住民自治会	兵庫県住民 3人 住民自治会 兵庫県住民 1人	被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係の有無(外1件は申請人と被申請人が逆)		

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(セ) 第4号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民 1人	医療法人 (診療所)	賠償請求 (100万円)		
令和3年(ゲ) 第6号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民 1人	医療法人 (診療所)	被申請人の経営する診療所に設置されたエアコン室外機からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第7号	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 5. 11	(原告) 介護施設運営法人	(被告) 京都府住民 2人	(囑託の趣旨) 被告らが隣接する農地で除草剤を散布・排出させたことと原告が運営する介護施設の庭園の樹木群が枯れたこととの因果関係の有無	4. 2. 15	因果関係を認めない
令和3年(セ) 第5号	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 7. 26	宮城県住民 1人	亘理町	賠償請求 (約156万円)		
令和3年(ゲ) 第8号	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	3. 8. 3	酪農組合の 組合員1人	建設会社	被申請人が埋め立てた再生砕石と申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地(申請人が所属する酪農組合の所有地)に発生した土壌汚染及び水質汚濁との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第9号	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 8. 11	(原告) 埼玉県住民 3人	(被告) 植物栽培販売会社	(囑託の趣旨) 被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音と原告らに生じた健康被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第10号	銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	3. 8. 27	茨城県住民 1人	茨城県住民 1人	被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第6号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人 建設会社	賠償請求 (約664万円)		

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(ゲ) 第11号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人 建設会社	被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第7号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	3. 9. 8	東京都住民 1人	アパート所有会社	賠償請求 (約94万円)		
令和3年(ゲ) 第12号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	3. 9. 8	東京都住民 1人	アパート所有会社	被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることと申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第8号	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	3. 9. 14	東京都住民 1人	医療法人 (歯科医院)	賠償請求 (70万円)		
令和3年(ゲ) 第13号	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	3. 9. 24	各種機械器具製造販売会社	金属リサイクル会社	被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入・搬出する際に発生・拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第14号 外1件	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 10. 7  3. 11. 26	(原告) 大阪府住民 1人 保険会社 大阪府住民 5人	(被告) 運輸会社 石油会社	(囑託の趣旨) 被告石油会社が、被告運輸会社の所有する倉庫の樋交換工事を行った際に鉄粉が飛散したことと原告個人の所有する自動車について、錆及び擦過傷が生じたこととの因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第15号	京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	3. 10. 18	京都府住民 1人	建設会社	被申請人が行う工事から低周波振動が漏れていると思われる現象	4. 3. 17	却下

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(ゲ) 第17号	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3. 11. 26	北海道住民 2人	北海道住民 2人	被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第9号	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3. 12. 7	東京都住民 2人	居酒屋	賠償請求 (約355万円)		
令和4年(ゲ) 第1号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4. 2. 7	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場 経営者)	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた頭痛等の健康被害との因果関係の有無	4. 3. 22	申請不受理
令和4年(セ) 第1号	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	4. 2. 22	神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	損害賠償 (約269万円)		

義務履行勧告事件

事件番号	事 件	申出受付年月日	申 出 人	申出の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和62年(リ)第1号	大阪国際空港騒音調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	62. 3. 3	大阪府住民451人 (大阪国際空港騒音調停申請事件における大阪グループの申請人)	大阪国際空港騒音調停申請事件に係る昭和53年3月16日成立の調停条項第2項に定める義務の履行	3. 2. 25	取下げ
平成9年(リ)第1号	冷暖房室外機騒音職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	9. 8. 26	東京都住民1人 (冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件の申請人)	冷暖房室外機騒音被害職権調停事件に係る平成3年11月5日成立の調停条項第2、3及び5項に定める義務の履行	10. 4. 27	勧告をしない決定
平成17年(リ)第1号	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	17. 6. 16	北海道住民1人 (深川市における低周波音被害責任裁定申請事件の申請人)	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成16年7月7日成立の調停条項に定める義務の履行(調停条項に基づく排気ダクトの設置による新たな低周波音の発生)	18. 6. 16	勧告をしない決定
平成20年(リ)第1号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 6. 24	静岡県住民1人 (伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の申請人)	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件に係る平成14年11月26日成立の調停条項第1項に定める義務の履行	21. 2. 9	勧告をしない決定
平成20年(リ)第2号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 11. 17	福岡県住民1人 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の申請人)	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る平成11年7月13日成立の調停条項第2、5項(1)(2)に定める義務の履行	22. 1. 25	一部勧告
平成24年(リ)第1号	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	24. 5. 29	埼玉県住民2人 (上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の申請人)	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成23年9月15日成立の調停条項第1～3項に定める義務の履行	24. 8. 16	取下げ
平成29年(リ)第1号	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	29. 6. 6	神奈川県住民1人 (横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の被申請人)	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る平成29年3月28日成立の調停条項第4項に定める義務の履行	29. 10. 3	勧告

## 2. 公害等調整委員会における事件の受付・処理件数一覧

### 公害紛争事件

区分	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			合計		
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済
45年度	0	0	0	2	1	1	0	0	0	-	-	-	0	0	0	2	1	1
46	0	0	0	6	7	7	0	0	0				0	0	0	6	0	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2	1	5	0	0	0	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3	4	0	0	0	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1	2	1	0	0	0	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1	0	0	0	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1	1	0	0	0	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1	0	2	0	0	0	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1	0	0	0	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1	0	0	0	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1	0	0	0	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2	1	0	1	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5	0	0	1	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1	6	0	0	0	1	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2	1	1	0	1	0	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6	0	13	0	0	0	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4	0	17	1	0	1	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1	15	3	0	1	0	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3	3	0	0	0	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4	0	0	0	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6	0	0	0	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4	5	5	0	0	0	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8	4	9	0	0	0	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3	3	9	0	0	0	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7	6	10	1	0	1	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	5	11	0	1	0	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3	13	0	0	0	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9	6	16	2	1	1	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23	11	28	0	1	0	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24	15	37	0	0	0	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24	17	44	0	0	0	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23	29	38	1	1	0	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32	21	49	0	0	0	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18	25	42	0	0	0	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15	28	29	0	0	0	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16	25	20	0	0	0	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12	11	21	1	1	0	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22	13	30	0	0	0	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19	14	35	0	0	0	20	15	37
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14	15	34	0	0	0	14	15	36
3	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23	10	47	0	0	0	24	12	48
計	3	3		735	734		1	1		355	308		7	7		1101	1053	



鉱区禁止地域指定請求事件

区分 年度	請求 件数	処理状況				指定理由						備考	
		指定	拒否	取下げ	計	ダム	温泉	景観	農業	社寺	トンネル		その他
26	10	3			3				1	2			
27	3	8			8	3	1	2	1	1			
28	16	8			8	1	2	4	1				
29	21	17	1		18	4	5	1	4	1	2		
30	5	15			15	5	7	2	1				
31	12	7			7		6						1
32	9	11	1	1	13	1	7	2					1
33	4	4			4	4							
34	7	5			5	3		1		1			
35	11	9			9	3	2	1	3				
36	14	8		1	9	5		3					
37	3	1			1	1							
38	1	4		2	6	2		2					3
39	4	7			7	3		1					
40	2	6			6	4	1	1					
41	5	4			4	2	2						
42	7	4			4	3		1					
43	7	6			6	6							
44	5	7			7	6		1					
45	6	8			8	5	2	1					
46	5	6			6	6							
47	8	2			2	2							
48	12	6			6	6							
49	10	8			8	8							
50	5	7			7	5		1			1		
51	3	8			8	8							
52	2	5			5	4					1		
53	11	4			4	4							
54	2	9		1	10	9							
55	10	2			2	2							
56	4	11			11	10							1
57	4	5			5	5							
58	1	5			5	5							
59	3	2			2	1				1			1
60	3	3			3	3							
61	1	1			1	1							
62		2			2	2							
63		1			1								
平成元					0								
2					0								
3	4				0								
4		4			4				4				
5				1	1								
6		2			2	2							
7					0								

鉱区禁止地域指定請求事件

区分 年度	請求 件数	処理状況				指定理由							備考
		指定	拒否	取下げ	計	ダム	温泉	景観	農業	社寺	トンネル	その他	
8		1			1	1							
9		1			1	1							
10					0								
11					0								
12					0								
13		1			1	1							
14					0								
15	1	1			1	1							
16	2	1			1					1			
17		2			2	2							
18					0								
19	1				0								
20					0								
21	1				0								
22		2			2	2							
23					0								
24					0								
25					0								
26					0								
27					0								
28					0								
29					0								
30					0								
令和元					0								
2					0								
3					0								
計	245	244	2	6	252	152	35	24	15	7	4	7	

- (注) 1 個別の鉱区禁止地域指定の概要については、公害等調整委員会年次報告付録3を参照。  
 2 請求事件によっては、指定等の処理が分割して行われることがあるため、請求件数と処理状況の計は一致しない。

行政処分に対する不服の裁定事件

区分 年度	申請状況	処理状況						年度末未処理件数
		認容	棄却	却下	取下げ	他	計	
26							0	
27	2		1			1	2	
28							0	
29							0	
30	1					1	1	
31	4						0	4
32	2			1			1	5
33	2		4	1			5	2
34	1					2	2	1
35	1		1	1			2	
36	2			1			1	1
37	2					1	1	2
38	1		1			1	2	1
39	2						0	3
40	1					1	1	3
41	2		1			1	2	3
42	4			1		1	2	5
43	2		1			1	2	5
44	5			3		3	6	4
45	2			1		2	3	3
46	2		1			1	2	3
47	1		2				2	2
48	8	1		1		2	4	6
49		1		1		3	5	1
50	2		1				1	2
51	5		1				1	6
52	1		4			1	5	2
53	2		1				1	3
54	2		2			2	4	1
55	2			1		1	2	1
56	5		1			2	3	3
57	3					2	2	4
58	4		4				4	4
59	4		1			3	4	4
60		1				1	2	2
61	3		1			1	2	3
62	1		1			2	3	1
63	3						0	4
平成元	1		2			1	3	2
2	5						0	7
3	3		2			4	6	4
4	8		3			6	9	3
5			2				2	1
6	1						0	2
7	7					3	3	6
8	1					5	5	2
9	6		5	1			6	2
10	2	2	1				3	1
11	5	1	4			1	6	3
12	6		2			1	3	3
13	0		1				1	2
14	1			1		1	2	1
15	1		1				1	1
16	3		1			1	2	2
17	5	2				1	3	4
18	0	1		1			2	2

### 行政処分に対する不服の裁定事件

区分 年度	申請状況	処理状況						年度末未処理件数
		認容	棄却	却下	取下げ	他	計	
19	0	1	1				2	
20	1		1				1	
21	1			1			1	
22	3						0	3
23	0		2				2	1
24	3		2			1	3	1
25	0			1			1	
26	2				2		2	
27	1						0	1
28	6	1			3		4	3
29	2			1			1	4
30	3			2			2	5
令和元	0		1		1		2	3
2	0				2		2	1
3	1						0	2
計	162	11	60	20	68	1	160	

(注) 個別の事件の概要については、公害等調整委員会年次報告付録4を参照。

意見照会に係る処分の種類・事業種別受付件数の年度別推移（土地収用法関係）

年度	区分 受付 件数	処分の種類別		事業種別													
		裁決の 不服	事業認定の不服		道 路	鉄 道	空 港	電 力	住 宅	学 校	病 院	河 川	ダ ム	下 水道	かん がい 用水	そ の 他	
			知 事	建設大臣 (国土交通大臣)													
26		0															
27		4	3	1	3			1									
28		1	1														1
29		4	3	1	1	1		2									
30		6	3	3	1			3			1						1
31		3	3		2												1
32		1	1										1				
33		1	1					1									
34		2	2					1									1
35		1	1					1									
36		4	3	1				1	3								
37		0															
38		4	4		3								1				
39		8	5		3	5		1	1			1					
40		8	5	3	4	2	1		1								
41		10	10		7		1	1						1			
42		11	11		5	2	1	1	2								
43		19	18		1	11	2	3	2			1					
44		18	16	1	1	9	1	4				3					1
45		14	10		4	3		2	2	6		1					
46		11	11			6		2					2				1
47		9	6		3	3		3	1			1					1
48		26	17	1	8	15	1	1	3	3	2						1
49		25	24		1	11	5	1	4	1	1	1		1			
50		10	9		1	9			1								
51		4	3		1	3			1								
52		18	18			4		1	12			1					
53		9	8		1	8		1									
54		36	31	3	2	27	2	1	1	1	1	1	1				1
55		37	34	2	1	16	5		5	1		5					5
56		11	9		2	5			2	1		2					1
57		40	38		2	29	2	1	1			4					3
58		25	23	1	1	14	2	1	2		1	5					
59		6	3		3	2	1	1				2					
60		7	7			6						1					
61		8	8			6			1								1
62		2	2					1									1
63		2	1		1	1							1				

意見照会に係る処分の種類・事業種別受付件数の年度別推移（土地収用法関係）

年度	区分	受付 件数	処分の種類別		事業種別													
			裁決の 不服	事業認定の不服		道 路	鉄 道	空 港	電 力	住 宅	学 校	病 院	河 川	ダ ム	下 水道	かん がい 用水	そ の 他	
				知 事	建設大臣 (国土交通大臣)													
平成元		4	4			1				3								
2		4	4			1			2		1							
3		1	1										1					
4		17	17			15	1					1						
5		23	21		2	14	2	1				6						
6		22	10	1	11	8	8		2	3								1
7		6	6			3	2											1
8		5	5			1							2					2
9		155	155			10	24					1		1				120
10		153	13		140	14			137			1			1			
11		21	11	1	9	16		1	4									
12		22	14		8	2			14			1						5
13		26	24		2	18		1				4	2					1
14		16	15		1	5	2	3	3			1	2					
15		22	17		5	18	2						2					
16		54	54			15			5			30	2					2
17		17	15		2	11						2						4
18		8	8			7												1
19		13	13			5	2	2				1						3
20		15	14		1	10	2							1				2
21		11	11			10												1
22		18	17		1	12							1					5
23		14	14			9	1	1						1				2
24		15	13		2	12												3
25		13	12		1	10							2					1
26		18	6		12	6							12					
27		9	7		2	6						1	1					1
28		27	6		21	5							22					
29		3	3			3												
30		3	3			2							1					
令和元		0																
2		7	7			6	1											
3		9	9			8	1											
合 計		1,156	881	19	256	482	77	16	205	52	7	3	77	57	5	3		172
[参 考]																		
昭和26年1月～ 47年6月		133	113	10	10	61	11	5	25	13	0	1	6	4	1	3		3
昭和47年7月～ 令和4年3月		1,023	768	9	246	421	66	11	180	39	7	2	71	53	4	0		169

(注) 上記の外、森林法に基づく意見照会を2件(昭和55年度、59年度)、鉱業法に基づく掘削制限の決定に対する承認申請を1件(昭和33年度)、採石法に基づく採石権の設定等の決定に対する承認申請を9件(昭和46年度、47年度、52年度、53年度、平成11年度、19年度、20年度、30年度、令和3年度)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法を2件(平成27年度)それぞれ受け付けている。